

一般廃棄物処理基本計画

(改訂)



令和5年3月

徳島県阿波市

目 次

第1章 ごみ処理基本計画

1. 基本的事項.....	1
1) ごみ処理基本計画改訂の背景・目的.....	1
2) ごみ処理基本計画の位置付け.....	2
3) 国の関係法令・計画・方針等との関係.....	4
4) 徳島県廃棄物処理計画との関係.....	9
5) 計画期間の設定.....	11
6) 計画の対象範囲.....	12
7) ごみ処理の広域化に向けた取組.....	12
2. 改訂に当たって整理すべき事項.....	13
1) 人口動態.....	13
2) 産業の動向.....	15
3) 第2次阿波市総合計画 後期基本計画との関係.....	20
3. ごみ処理の現況と課題.....	21
1) ごみ処理フロー.....	22
2) ごみ処理体制.....	23
3) ごみ処理・処分の現状と課題.....	24
4) ごみ処理行政の動向.....	40
4. ごみ処理基本計画の改訂.....	41
1) ごみ処理に係る理念及び方針.....	41
2) ごみの発生量及び処理量の見込み.....	45
3) 数値目標の整理.....	53
4) ごみの排出抑制及び資源化のための方策.....	62
5) 分別して収集するものとした、ごみの種類及び分別区分.....	65
6) ごみの適正な処理及び、これを実施する者に関する基本的事項.....	66
7) ごみ処理施設の整備に関する事項.....	70
8) 災害廃棄物対策に関する事項.....	72
9) その他のごみ処理に関し必要な事項.....	74

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針.....	83
1) 生活排水処理に係る理念及び方針.....	84
2) 計画期間の策定.....	85
3) 処理主体の設定.....	85
2. 生活排水処理の現況.....	86
1) 生活排水処理の概要.....	86
2) 排水処理フロー.....	87
3) 生活排水処理体制.....	89
3. 生活排水の排水量と処理量の予測.....	96
1) 生活排水の処理形態別人口.....	97
2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測.....	98
3) 生活排水処理の目標.....	99
4) 浄化槽整備の見通し.....	100
4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	101
1) 収集・運搬計画.....	101
2) 中間処理計画.....	101
3) 最終処分計画.....	101
4) その他の施策.....	101

第1章 ごみ処理基本計画

1. 基本的事項

1) ごみ処理基本計画改訂の背景・目的

阿波市（以下、「本市」という。）においては、「協働・創造・自立のまちづくり」という基本理念のもとで平成30年3月に一般廃棄物処理基本計画を策定し、循環型社会実現のため4Rの実践のもと「リサイクルを考え行動する循環型社会のまちづくり」の基本理念を掲げ、ごみの減量やリサイクルに係る様々な施策を実施してきました。

私たちの日常生活や事業活動において、ごみの排出は避けて通ることはできません。これまでの大量消費・大量廃棄型の従来の社会経済システムのあり方やライフスタイルを変革し、廃棄物の排出抑制、再使用・再生利用等の4Rを推進することで、社会における物質循環を確保し、天然資源の枯渇や温室効果ガスの排出による地球温暖化の進行など、環境への負荷が出来る限り低減される循環型の持続可能な社会を作り上げていく必要があります。

このような状況にあって、我が国では、循環型社会を構築していくため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）の改正や、各種リサイクル関連法の制定等の対策が行われ、廃棄物行政を取り巻く状況も大きく変化しています。

本市は、このような廃棄物行政を取り巻く背景を踏まえ、更なるごみの減量とリサイクルの取組を進め、循環型社会の構築に貢献することが重要となっています。また、本市は、少子高齢化などの社会経済情勢や市民ニーズの様々な変化に的確な対応することが求められており、ごみの適正処理体制の構築に当たっては、ごみ量などに応じて最適化するとともに、経済性を考慮しなければなりません。

よって、本市では持続可能な社会の構築に向けた第2次阿波市総合計画の将来像「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」を目指し、「一般廃棄物処理基本計画」を改訂（以下、「本計画」という。）し、市民・事業者・行政に加えて近隣市町による、より実効性のあるごみ減量・リサイクルの取組を進めていくものとします。

2) ごみ処理基本計画の位置付け

廃棄物処理法及びその上位法である「循環型社会形成推進基本法」や各種リサイクル法等の関連法に基づき、今後の一般廃棄物に関して、資源循環型・省資源型社会の形成を目指し、その実現に向けた方針を示します。さらに、一般廃棄物処理実施計画、一般廃棄物施設整備計画の指針、国・県や近隣市町と広域的事業を実施する指針となります。

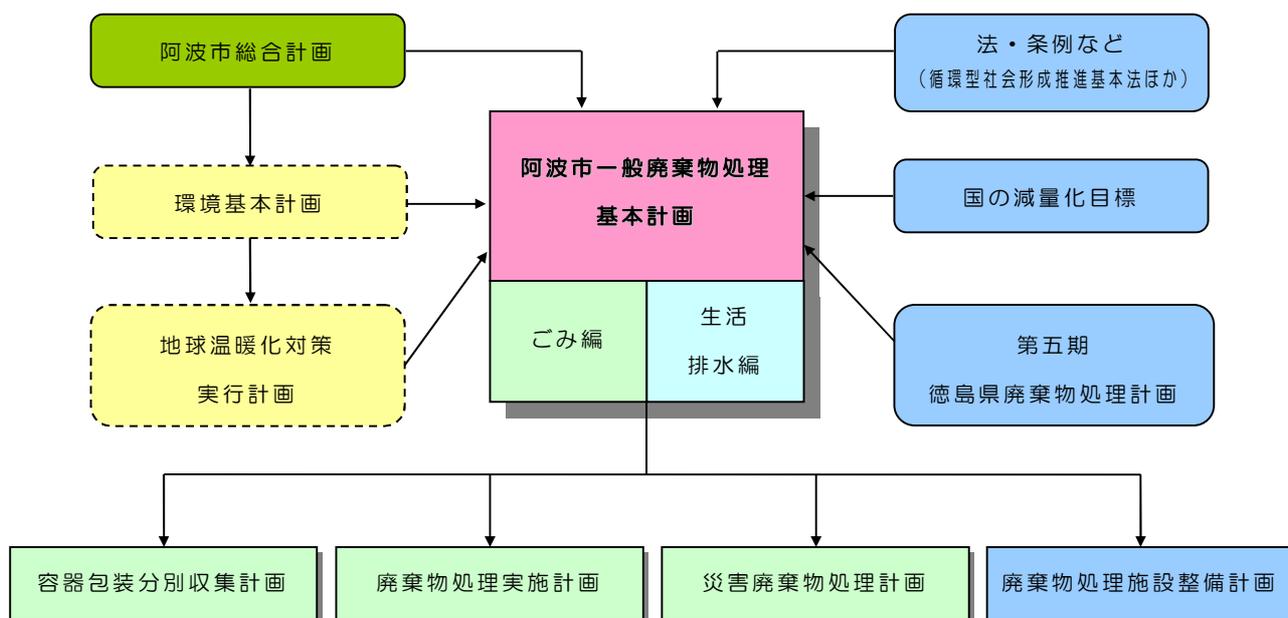


図1.1.1 計画の位置付け

(1) 計画の必要性

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本方針となるものであり、廃棄物の排出抑制及び廃棄物の発生から最終処分に至るまでの適正処理を推進するために必要な基本的事項を定めるものとします。

(2) 計画策定の手順

一般廃棄物処理基本計画の策定手順を図1.1.2に示します。

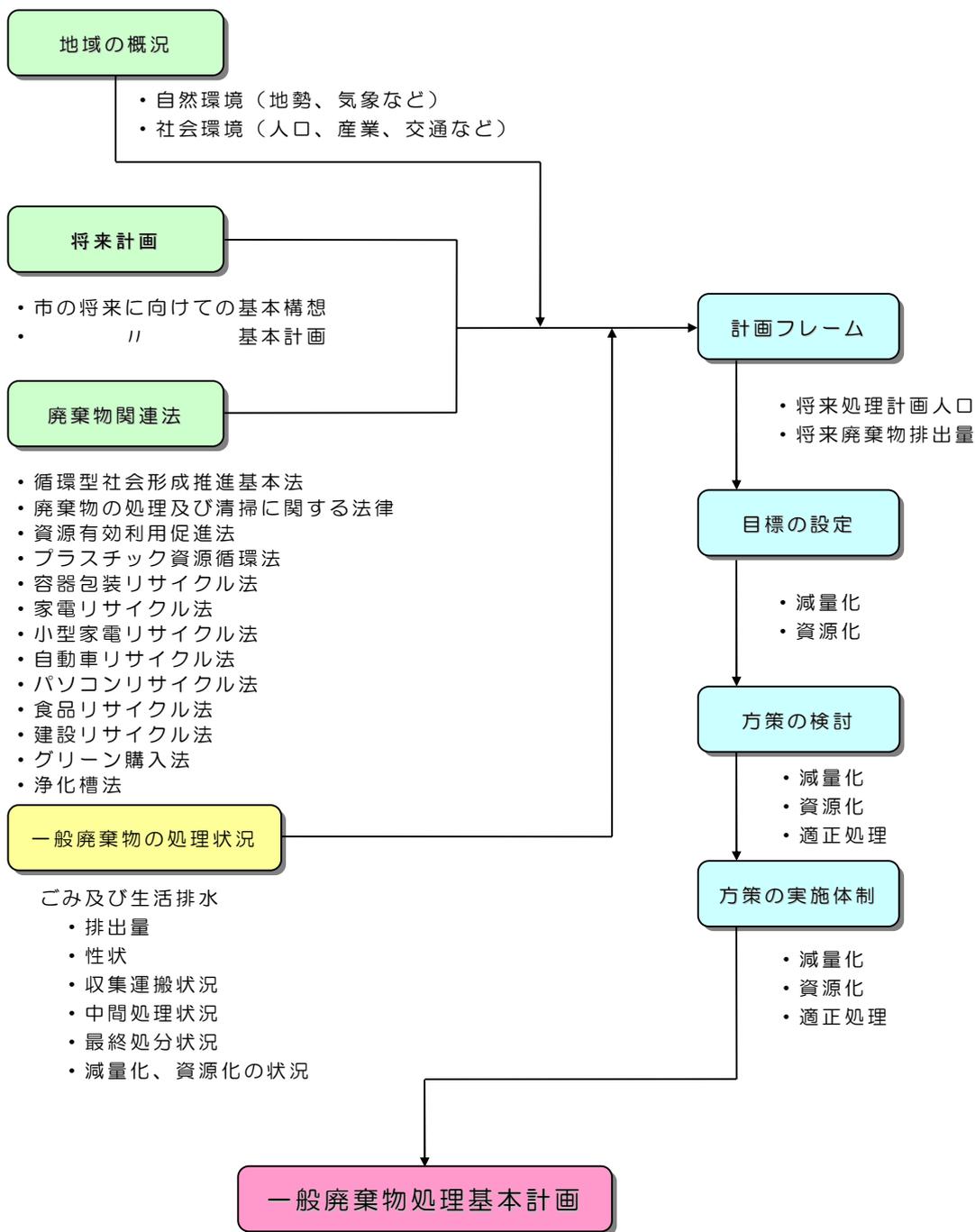


図1.1.2 計画策定の手順

3) 国の関係法令・計画・方針等との関係

(1) 国の関係法令・計画・方針

① 環境基本法（H5.11 制定）

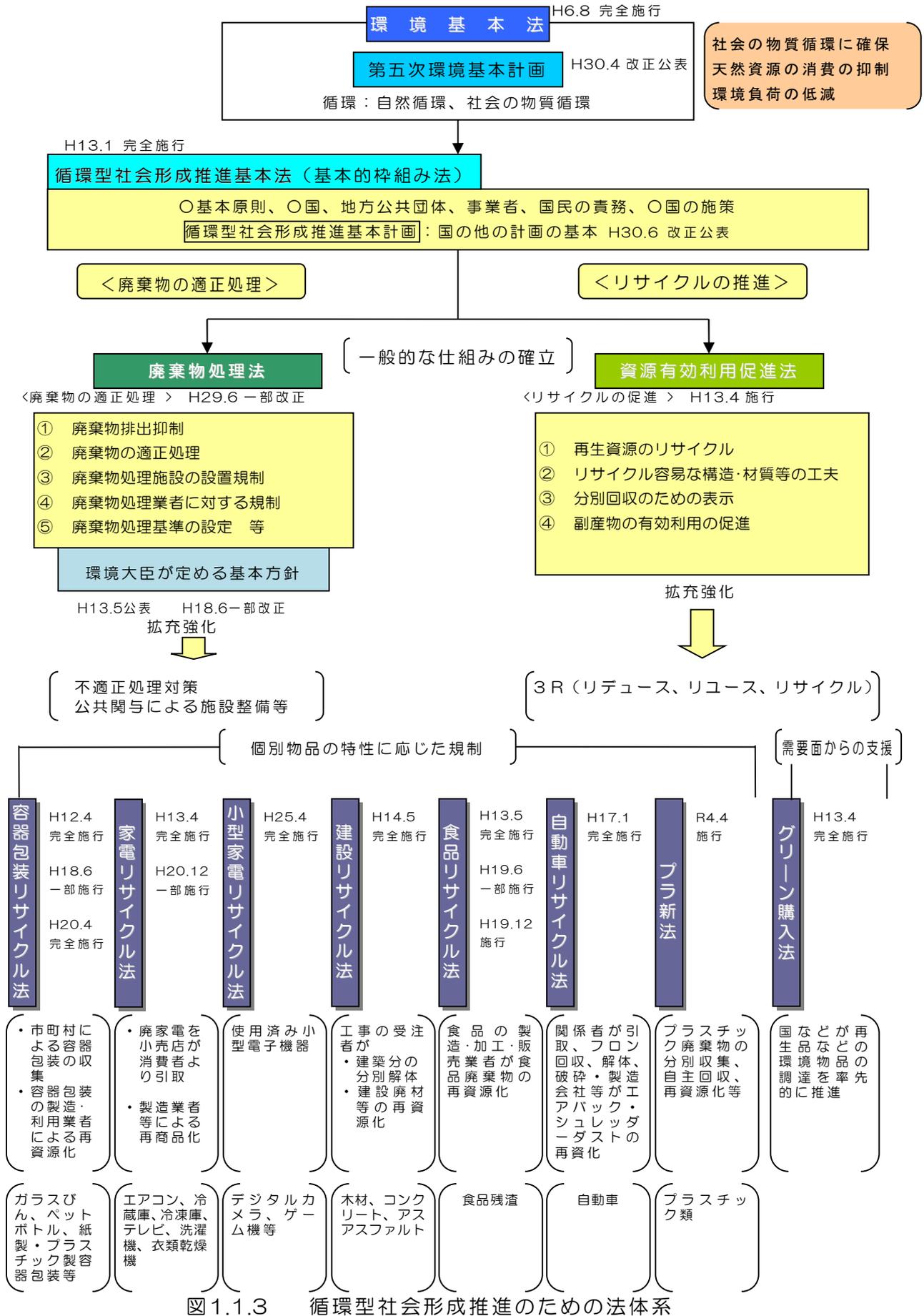
◇基本方針

- ◆経済社会システムにおける物質循環をできるだけ確保することによって、環境への負荷をできる限り少なくし、循環を基調とする経済社会システムの実現を図る。
- ◆自然環境保全、回復、管理等適切な働きかけにより、健全な生態系の維持・回復と自然と人間との共生を確保する。
- ◆環境への負荷の低減や環境の特性に応じた賢明な利用等に自主的・積極的に取組、環境保全に参加する社会の実現を図る。

◇骨子

- ◆廃棄物発生の抑制
- ◆適正なりサイクルの推進
- ◆廃棄物の適正な処理の推進

図1.1.3に循環型社会形成推進のための法体系を、図1.1.4に循環型社会形成推進基本法の仕組みを示します。



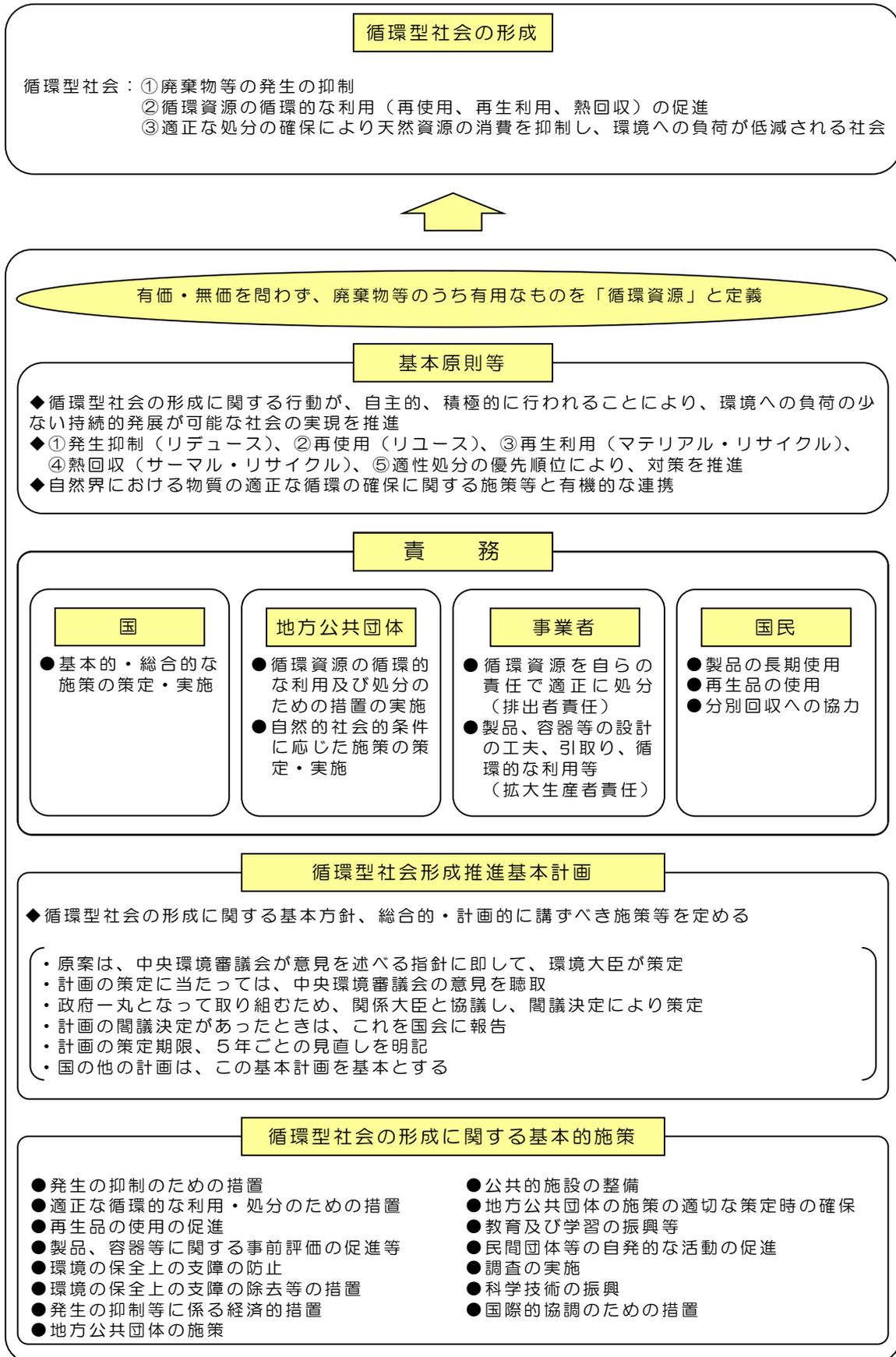


図1.1.4 循環型社会形成推進基本法の仕組み

(2) 廃棄物関連法の制定、改正の内容について

① 循環型社会形成推進基本法（H13.1.1 施行）

◆目的

循環型社会の形成について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定、その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定め、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。

② 資源の有効な利用の促進に関する法律（H13.4.1 施行）

◆目的

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

③ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（H16.3.1 施行）

◆目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

④ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（H13.5.1 施行）

◆目的

食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

⑤ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（H15.7.16 施行）

◆目的

国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保

に寄与することを目的とする。

⑥ 浄化槽法（S60.10.1 施行）

◆目的

浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制するとともに、浄化槽工事業者の登録制度及び浄化槽清掃業の許可制度を整備し、浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格を定めること等により、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

⑦ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（H7.12 施行）

◆目的

廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

◆基本方針

- ・容器包装廃棄物の分別収集、分別基準適合物の再商品化の促進等
- ・容器包装廃棄物の排出抑制

◆骨子

- ・事業者、消費者及び国・地方公共団体の責務
- ・分別収集計画の策定
- ・容器包装廃棄物の分別収集の実施
- ・再商品化の実施

⑧ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（R4.4 施行）

◆目的

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

4) 徳島県廃棄物処理計画との関係

徳島県は「第五期徳島県廃棄物処理計画（令和3年3月）」を策定しており、その内容を以下に示します。

(1) 計画の目的

「第五期徳島県廃棄物処理計画」に基づき、県民・事業者・市町村及び県が一体となり、徳島県における循環型社会構築を目指した取組を推進します。

また、循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画等の目標を参考にして、令和7年度における廃棄物排出量の予測及びごみ減量等目標値の設定、目標を達成するための施策の検討を行います。

(2) 基本的な考え方

第五期徳島県廃棄物処理計画における基本的な考え方を図1.1.5に示します。

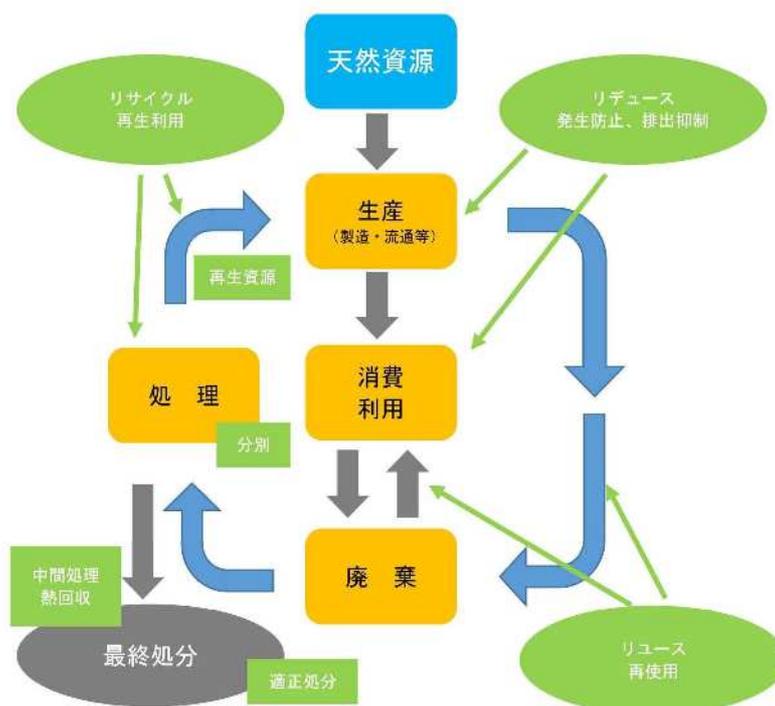


図1.1.5 「目指すべき循環型社会の姿」

(3) 基本施策

廃棄物の減量化目標の達成や適正処理の推進を目指し、表1.1.1に掲げる基本施策を実施しています。

表1.1.1 第五期徳島県廃棄物処理計画 基本政策

主な基本施策	減量化目標のための取組	発生抑制・排出抑制への取組	共通	①暮らしの工夫による発生抑制・排出抑制 ②公共部門における発生抑制・排出抑制
			一般廃棄物	①3Rの総合的な取組の推進 ②事業系一般廃棄物の資源化促進に向けた仕組みづくり ③エコイベントの推進 ④ごみの有料化の一層の推進
			産業廃棄物	①多量排出事業者に対する指導啓発の強化 ②中小零細事業者に対する意識啓発
		循環的利用の取組	共通	①環境配慮型製品の利用促進 ②徳島県リサイクル認定制度の普及・啓発
			一般廃棄物	①分別収集計画の円滑な推進 ②各種リサイクル法による再商品化の推進 ③小型家電リサイクルの促進 ④リサイクル性の高い施設整備の推進 ⑤溶融スラグの利用促進 ⑥地域の状況に応じた資源物回収システムの構築
			産業廃棄物	①汚泥の循環利用の推進 ②建設工事から発生する建設副産物の循環的利用の促進 ③家畜ふん尿の適正処理の推進 ④リサイクル性の高い品目の循環的利用の促進
	適正処理のための取組		共通	①一般財団法人徳島県環境整備公社と連携した支援事業の実施 ②不法投棄等の不適正処理の防止
			一般廃棄物	①生活排水処理施設の整備促進 ②一般廃棄物の適正な処理の促進 ③廃プラスチック類の処理について ④浄化槽の適正管理の推進 ⑤海岸漂着物等の適正処理の推進
			産業廃棄物	①排出事業者及び処理業者への指導強化 ②優良産業廃棄物処理業者の育成 ③電子マニフェストの普及促進 ④関係団体や住民等と連携した監視体制の充実 ⑤PCB廃棄物の適正処理のための指導啓発 ⑥産業廃棄物処理に係る情報可視化の整備
			災害廃棄物	①災害廃棄物処理体制の整備
	処理施設の高度化及び強靱化		一般廃棄物	①循環型社会形成推進交付金制度に基づく施設整備の推進 ②廃棄物処理施設の長寿命化・延命化
			産業廃棄物	①産業廃棄物処理施設の信頼性の向上 ②適正処理に資する産業廃棄物処理施設(最終処分場)の確保
	循環型社会構築のための取組			①拡大生産者責任制度の構築 ②自主管理システムの確立 ③環境コミュニケーションの推進 ④環境教育・学習の推進 ⑤近隣自治体との連携 ⑥循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの構築 ⑦地域特性を活かしたリサイクルシステムの構築支援 ⑧環境関連産業の育成
非常災害時における廃棄物処理			①災害廃棄物処理計画との連携 ②情報収集・連絡体制の構築 ③一般廃棄物処理施設の耐震化等 ④産業廃棄物処理施設の整備等 ⑤処理スケジュールの策定 ⑥仮置場候補地の選定及び管理運営 ⑦分別・処理・再資源化の徹底 ⑧有害廃棄物・適正処理困難な廃棄物の処理対策 ⑨住民等への啓発・広報	

5) 計画期間の設定

ごみ処理基本計画策定指針によると、「一般廃棄物書基本計画は目標年次を10～15年先において、おおむね5年ごとに改訂するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うことが適切である。」としています。

本計画では同指針の趣旨に添いながら、長期的な施策の検討を行うため、計画期間は令和4年度（2022年度）（基準年度：令和3年度）から令和13年度（2031年度）までの10年間とし、中間目標年度を令和8年度（2026年度）とします。

計画の前提となる諸条件の変動によっては、必要に応じて見直しを行います。

6) 計画の対象範囲

(1) 対象地域

本市は、市内全域について、本計画を定めるものとします。

(2) 対象となる廃棄物

本計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う本市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、本市が自ら処理、あるいは本市以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や本市以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、本市で発生するすべての一般廃棄物について対象とするものとします。

また、本市は、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記することとします。

7) ごみ処理の広域化に向けた取組

本市のごみ処理(可燃ごみ、粗大ごみの一部)は、中央広域環境センターで平成17年8月より実施しています。ごみ処理については、組合と一体化した施設運営を実施しています。

なお、中央広域環境センターでは、令和7年7月に現行のごみ焼却施設が稼働期限を迎えることから、ごみ燃料化施設(好気性発酵乾燥方式)による、中間処理を実施する予定です。

また、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備え、平成29年3月に「阿波市災害廃棄物処理計画」を策定し、関係団体と災害廃棄物の処理に関する協定を締結するなど、災害ごみ発生時の広域処理に備えています。

2. 改訂に当たって整理すべき事項

1) 人口動態

(1) 人口及び世帯数

本市の平成24年度～令和3年度の人口及び世帯数の推移（各年度3月末日）は、表1.2.1、表1.2.2及び図1.2.1に示すとおりです。市全体の人口は、平成24年度の40,415人から、令和3年度では、35,656人と11.8%（4,759人）の減少となっています。一方、市全体の世帯数は、平成24年度の15,011世帯から令和3年度では15,324世帯と2.1%（313世帯）増加しています。

本市の人口及び世帯数の増減により、一世帯当たりの人数は平成24年度の2.69人に対して令和3年度では2.33人と減少しています。

表1.2.1 人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯)

項目	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
	吉野町	人口	8,335	8,230	8,124	8,002	7,909	7,772	7,632	7,527	7,462
	世帯	3,384	3,386	3,371	3,362	3,387	3,372	3,376	3,380	3,414	3,386
土成町	人口	8,214	8,180	8,176	8,075	8,004	7,911	7,892	7,788	7,696	7,557
	世帯	2,862	2,905	2,948	2,961	2,988	3,020	3,066	3,094	3,128	3,107
市場町	人口	11,014	10,914	10,764	10,620	10,433	10,262	10,166	9,938	9,800	9,530
	世帯	4,233	4,250	4,262	4,287	4,280	4,264	4,293	4,264	4,266	4,173
阿波町	人口	12,852	12,732	12,558	12,369	12,226	12,087	11,837	11,651	11,454	11,264
	世帯	4,532	4,556	4,544	4,563	4,628	4,638	4,627	4,658	4,667	4,658
市合計	人口	40,415	40,056	39,622	39,066	38,572	38,032	37,527	36,904	36,412	35,656
	世帯	15,011	15,097	15,125	15,173	15,283	15,294	15,362	15,396	15,475	15,324

資料：住民基本台帳

表1.2.2 本市の人口及び世帯数の増減

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計	平均
行政 区域内 人口	(人)	40,415	40,056	39,622	39,066	38,572	38,032	37,527	36,904	36,412	35,656	-	-
	増減数(人)	-	-359	-434	-556	-494	-540	-505	-623	-492	-756	-4,759	-529
	増減率(%)	-	-0.89%	-1.08%	-1.40%	-1.26%	-1.40%	-1.33%	-1.66%	-1.33%	-2.08%	-11.8%	-1.38%
世帯数	(世帯)	15,011	15,097	15,125	15,173	15,283	15,294	15,362	15,396	15,475	15,324	-	-
	増減数(世帯)	-	86	28	48	110	11	68	34	79	-151	313	35
	増減率(%)	-	0.57%	0.19%	0.32%	0.72%	0.07%	0.44%	0.22%	0.51%	-0.98%	2.1%	0.23%

資料：住民基本台帳

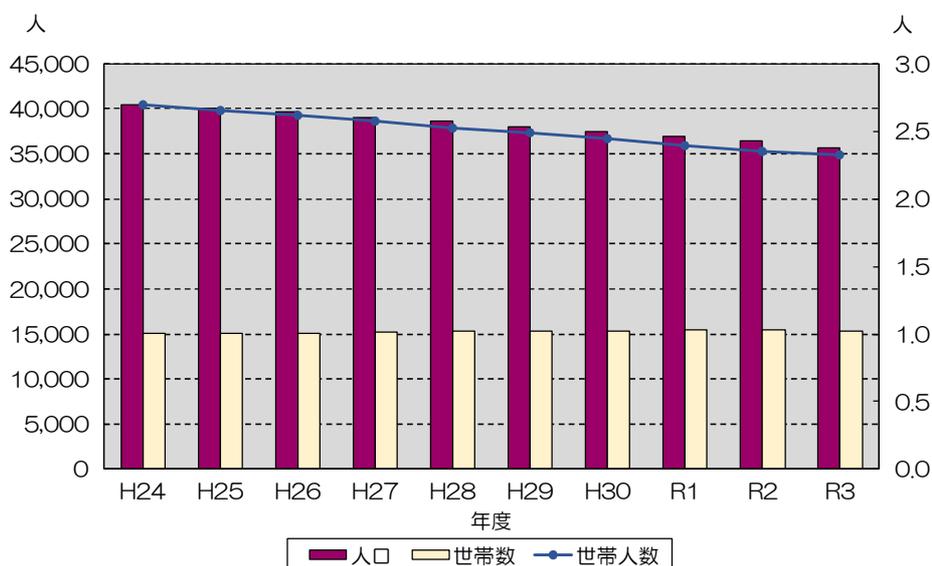


図1.2.1 市の人口及び世帯数の推移

2) 産業の動向

(1) 産業

① 産業別就業者人口とその構成

本市の平成7年～令和2年における産業別就業者人口は、表1.2.3及び図1.2.2のとおりです。市全体では、就業者の総数は令和2年が17,209人で、平成7年に比べて4,627人減少しています。

産業別にみると、第1次産業は2,298人減少し、第2次産業は2,759人減少しています。一方、第3次産業は430人増加しています。

表1.2.3 産業別就業者人口の推移

(単位：人)

	H7	H12	H17	H22	H27	R2
一次産業	5,454	4,675	4,219	3,255	3,416	3,156
二次産業	7,102	6,705	5,565	4,583	4,458	4,343
三次産業	9,280	9,273	10,034	9,458	9,573	9,710
総就業者人口	21,836	20,653	19,818	17,296	17,447	17,209

資料：総務省統計局「国勢調査結果」

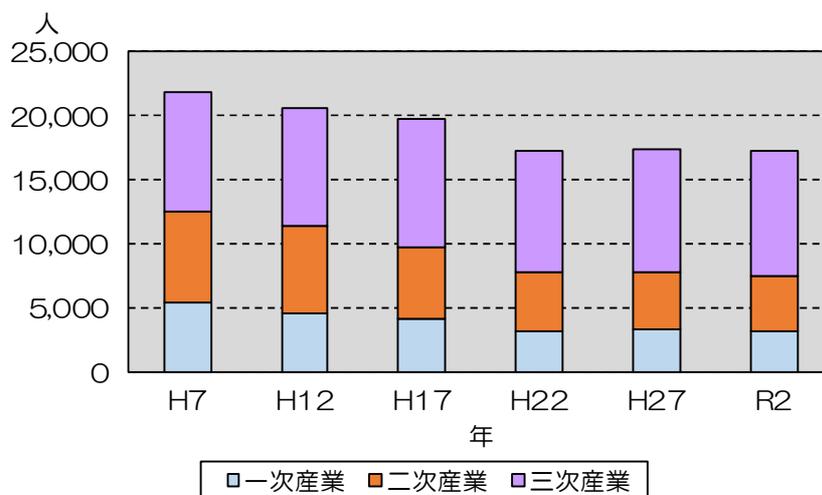


図1.2.2 産業別就業者人口の推移

(2) 農業

① 農家数の推移

本市における農家数の推移は、表1.2.4及び図1.2.3のとおりです。総農家数は、減少傾向にあり、平成7年と令和2年を比較すると、2,015戸（40.0%）減少しています。

表1.2.4 農家数の推移

(単位：戸)

区分 \ 年	H7	H12	H17	H22	H27	R2
販売農家数	3,931	3,606	3,075	2,781	2,409	1,848
自給的農家数	1,101	1,138	1,348	1,330	1,227	1,169
総農家数	5,032	4,744	4,423	4,111	3,636	3,017

資料：農林業センサス

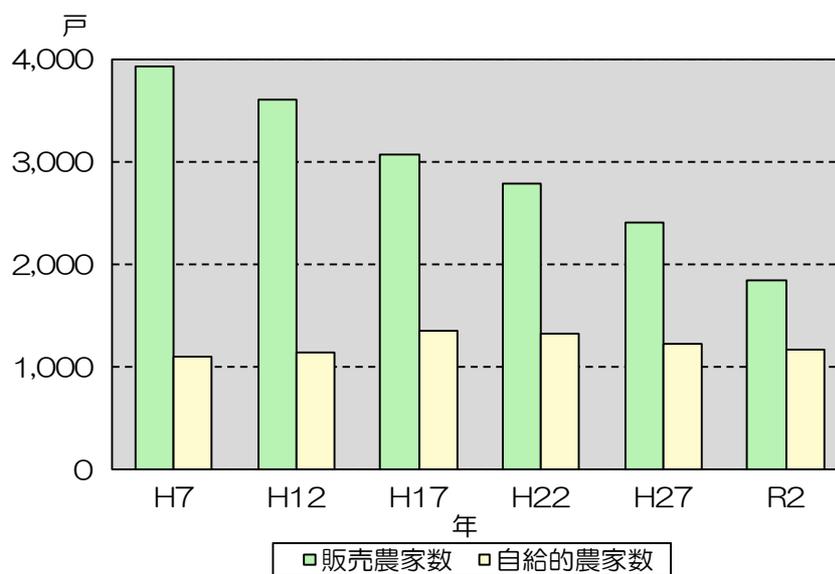


図1.2.3 農家数の推移

② 経営耕地面積の推移

経営耕地面積の推移は表1.2.5及び図1.2.4のとおりとなっています。

平成7年と令和2年の市全体の経営耕地面積を比べると、耕地面積は1,468ha（41.0%）の減少、田は1,403ha（46.4%）の減少、畑は109ha（33.2%）増加しています。経営耕地面積が全体的に減少し、休耕地を畑に利用する傾向にあります。

表1.2.5 経営耕地面積の推移

(単位：ha)

年 区分	H7	H12	H17	H22	H27	R2
田	3,022	2,954	2,526	2,448	2,222	1,619
畑	328	274	213	255	306	437
樹園地	234	179	134	110	83	58
面積	3,583	3,407	2,873	2,813	2,611	2,115

※端数調整により合計が合わない場合があります
資料：徳島県統計書（H2～H12）、農林業センサス（H17～R2）

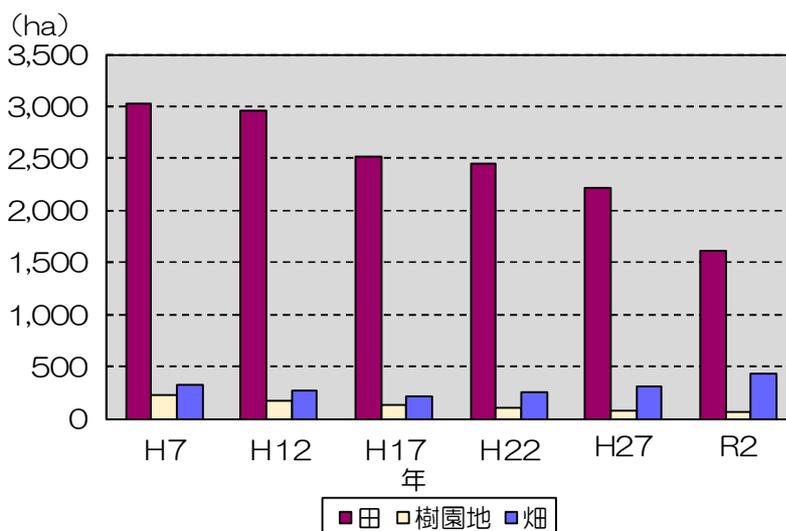


図1.2.4 経営耕地面積の推移

(3) 林業

本市における令和2年の森林面積は、表1.2.6のとおりとなっています。市全体の森林面積は、10,044haであり市全体面積（19,111ha）の52.6%に相当し、このうち、77.3%を私有林が占めています。

表1.2.6 森林面積の推移（令和2年）

(単位：ha)

種別	国有林	県有林	市有林	独立行政 法人等	森林整備 法人	私有林	財産区	合計
面積	126	342	381	946	122	7,767	360	10,044
割合	1.3%	3.4%	3.8%	9.4%	1.2%	77.3%	3.6%	100.0%

資料：農林業センサス

(4) 工業

本市における工業の推移は、表1.2.7のとおりとなっています。市全体では令和2年度の出荷額は5,422.7千万円、事業所数は76事業所、従業員数は2,466人となっています。

過去5年間の出荷額は増加傾向にあり、令和2年度の出荷額は平成28年度の出荷額から18.7%増加しています。一方で、事業所数、従業員数は減少から増加に転じる傾向にあります。

表1.2.7 工業の推移

種別 \ 年度	H28	H29	H30	R1	R2
出荷額(千万円)	4,568.2	4,627.0	4,970.6	4,932.8	5,422.7
事業所数(箇所)	80	75	71	71	76
従業員数(人)	2,354	2,303	2,390	2,405	2,466

資料：徳島県統計書

(5) 商業

本市における商業の状況は、表1.2.8のとおりです。市全体では、平成28年度の商店数は254店舗、従業員数は1,524人で平成19年度に比べ、商店数では、170店舗（40.1%）、従業員数では285人（15.8%）減少しています。年間販売額は平成28年度で、218億円であり、平成19年度に比べ25.9%の減少となっていますが、1店舗当たりの年間販売額は、約4.1千万円増加しています。

表1.2.8 商業の状況（卸売・小売業）

		H19	H28
商店数（箇所）		424	254
従業員数 （人）	総数	1,809	1,524
	1店舗当たり	4.3	6.0
年間販売額 （千万円）	販売額	2,948	2,184
	1店舗当たり	7.0	11.1

資料：商業統計（H19）、経済センサス（H28）

3) 第2次阿波市総合計画 後期基本計画との関係

本市においては、第2次阿波市総合計画 後期基本計画で、「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」という将来像を実現するために、「協働・創造・自立のまちづくり」という基本理念のもと、34の施策ごとの取組を総合的に推進しています。

生活環境分野では「安全・安心・快適な阿波」という政策目標を設定し、7つの施策を示しています。

安全・安心・快適な阿波

- ① 消防・防災の充実
- ② 交通安全・防犯の充実
- ③ 消費者対策の推進
- ④ 環境保全の推進
- ⑤ ごみ処理等環境衛生の充実
- ⑥ 水道・排水処理の充実
- ⑦ 公園・緑地の充実

3. ごみ処理の現況と課題

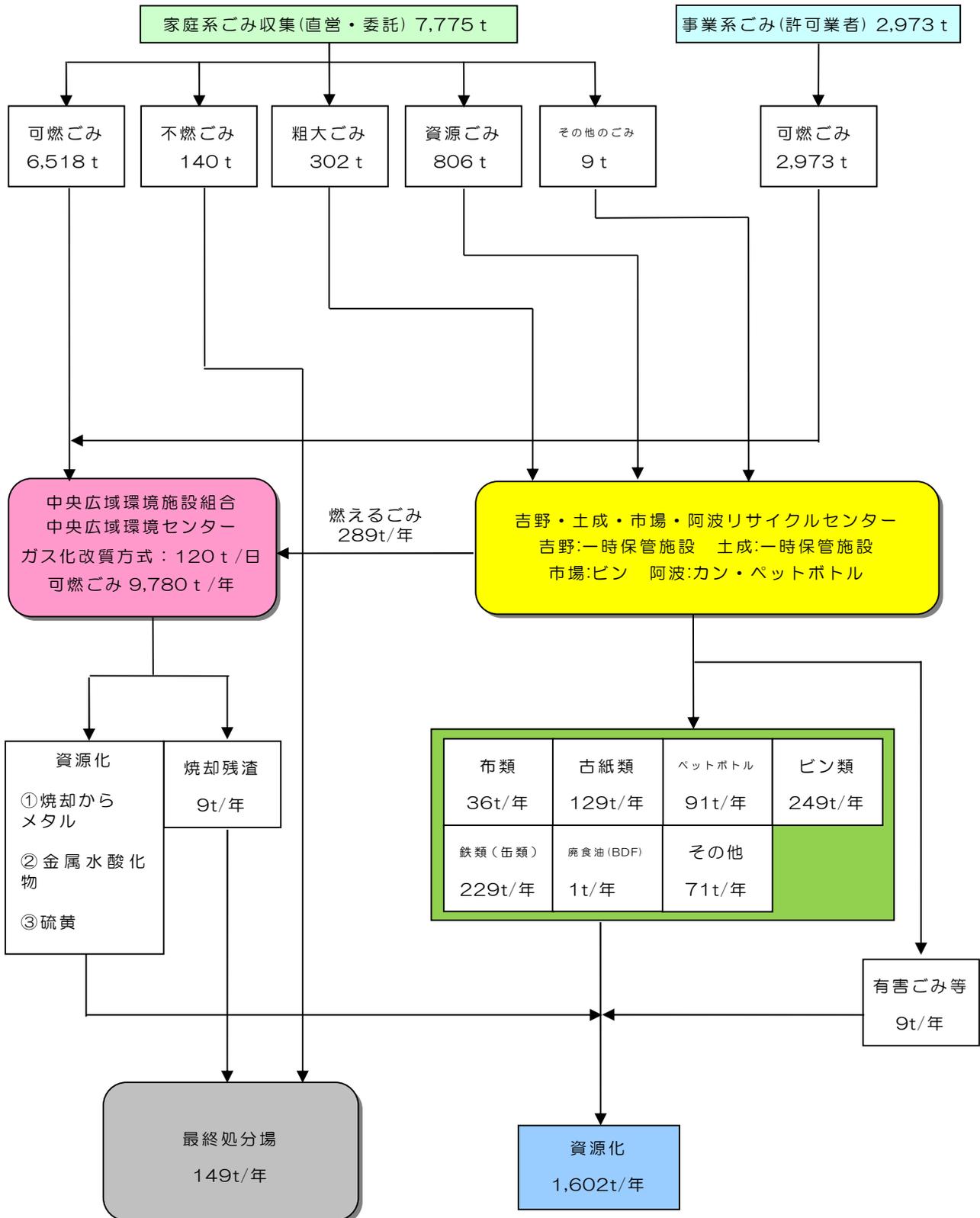
近年の大量生産、大量消費等を背景とした「ごみ量の増大」や「ごみ質の多様化」が進み、適正処理の困難さや有害物質による環境への影響が顕著化しています。これらに鑑みてわが国の廃棄物行政においても、廃棄物処理法の改正や容器包装リサイクル法の制定等、従来の「適正処理（集めて、燃やして、埋める）」から「排出抑制（ごみを出さないようにする）」や「循環型処理（出てきたごみを極力リサイクルする）」へと視点を変えることが必要です。

これらの視点に立って将来の本市のごみ処理行政を推進することが重要であるとの認識から、「排出抑制」及び「循環型処理」を念頭において、前計画と同様、現在のごみ処理の現況と課題を整理するものとします。

また、前計画の達成状況を把握し、ごみの減量目標を国及び徳島県の目標を基に設定するものとします。

1) ごみ処理フロー

本市のごみ処理の流れを図1.3.1に示します。



※1.図内数値表示単位未満は、四捨五入しているため合計値が一致しない場合があります。

図 1.3.1 阿波市令和3年度のごみ処理フロー

2) ごみ処理体制

(1) 収集・運搬

本市における、収集体制を表1.3.1に示します。現在、ごみの収集頻度は人口規模からみても適正であると考えておりますが、今後高齢化が進み核家族化の影響により一人暮らしの戸数が増加すると考えられることから、各車・各班の受け持ち収集量・戸数を見直し、効率的な収集・運搬（直営又は委託）体制を必要に応じて検討する必要があります。

表1.3.1 現況の収集体制（令和3年度）

区分	人数	収集車	
		収集車	運搬車
阿波市	59	27	2

(2) 中間処理

① 中央広域環境センターの整備

本市から排出されたごみ（可燃ごみ、粗大ごみの一部）は、中央広域環境施設組合の中央広域環境センターにて処理しています。中央広域環境施設組合は、中央広域環境センターが令和7年7月に稼働期限を迎えることから、新たなごみ処理施設の検討を進めています。

② リサイクルセンターの維持・管理

本市から排出されたごみ（不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ）は、吉野・土成・市場・阿波リサイクルセンターで分別しています。今後も適切な維持・管理を実施していきます。

③ 災害時のごみ処理体制

本市がある吉野川中流地域においては中央構造線が確認されており、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震以外にも大地震が発生する可能性があります。

このような災害発生時に現状でのごみ処理が非常に困難になると考えられるため阪神大震災などを契機に各地で自治体間にて協力協定が締結されています。この「ごみ処理緊急時相互支援体制」の締結や運営方法について検討し、その対策を示す「阿波市災害廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定しました。

令和4年度には「災害廃棄物処理に関する仮置場設置運営モデル事業」（環境省）において、実際に仮置場を設置し、廃棄物の搬入訓練を行うなど、より効果的な災害時ごみ処理体制の構築を進めています。

(3) 最終処分

本市では、中央広域環境センターで処理したごみの残渣を、委託した業者が最終処分しています。

3) ごみ処理・処分の現状と課題

(1) ごみの種類別発生量

本市における平成29年度～令和3年度のごみ発生量を表1.3.2及び図1.3.2に示します。

過去5年間のごみ発生量は、平成29年度から令和2年度にかけて増加傾向にあり、最大で10,974トンとなっています。令和3年度のごみ発生量は減少し、10,748トンとなっています。

家庭系ごみ発生量の推移のうち、令和2年度、令和3年度の不燃ごみ、資源ごみ量は平成29年度～令和元年度よりも大幅に増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられます。

一方、事業系ごみの過去5年間のごみ発生量は減少傾向にあります。

表1.3.2 阿波市ごみ発生量の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
① 家庭系ごみ					
可燃ごみ	6,717	6,715	6,781	6,709	6,518
不燃ごみ	115	131	121	148	140
粗大ごみ	176	206	212	305	302
資源ごみ	644	721	735	837	806
その他のごみ	9	6	9	8	9
計	7,661	7,779	7,858	8,007	7,775
② 事業系ごみ					
可燃ごみ	3,257	3,140	3,075	2,967	2,973
計	3,257	3,140	3,075	2,967	2,973
合計	10,918	10,919	10,933	10,974	10,748

※端数調整により合計が合わない場合があります

※) 有言ごみは、蛍光管・乾電池を含むものとします。

資料：一般廃棄物処理実態調査票

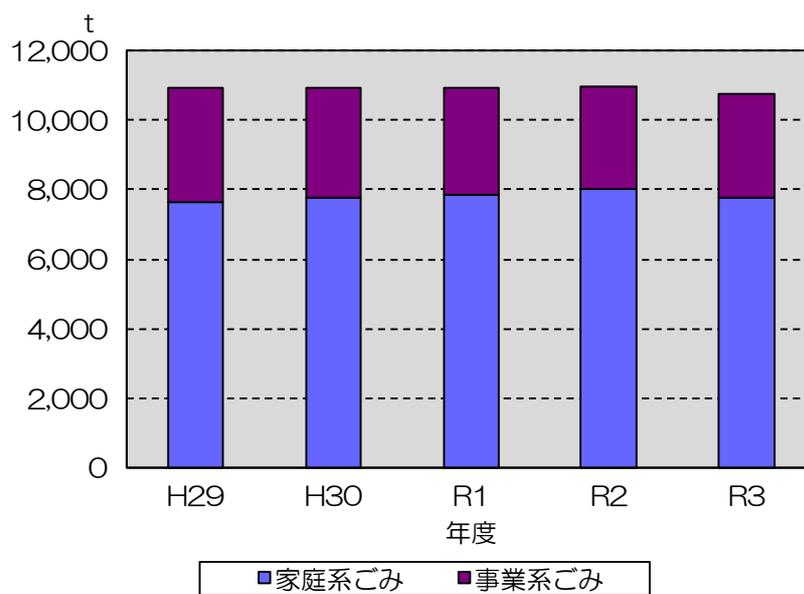


図1.3.2 ごみ発生量の推移

(2) 可燃ごみ

本市の平成29年度～令和3年度の可燃ごみ発生量を、表1.3.3及び図1.3.3に示します。

過去5年間の可燃ごみ量は、減少傾向にあり、令和3年度の発生量は、平成29年度より483t減少しています。

表1.3.3 可燃ごみ発生量の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系可燃ごみ	6,717	6,715	6,781	6,709	6,518
事業系可燃ごみ	3,257	3,140	3,075	2,967	2,973
合計	9,974	9,855	9,856	9,676	9,491

※端数調整により合計が合わない場合があります

資料：一般廃棄物処理実態調査票

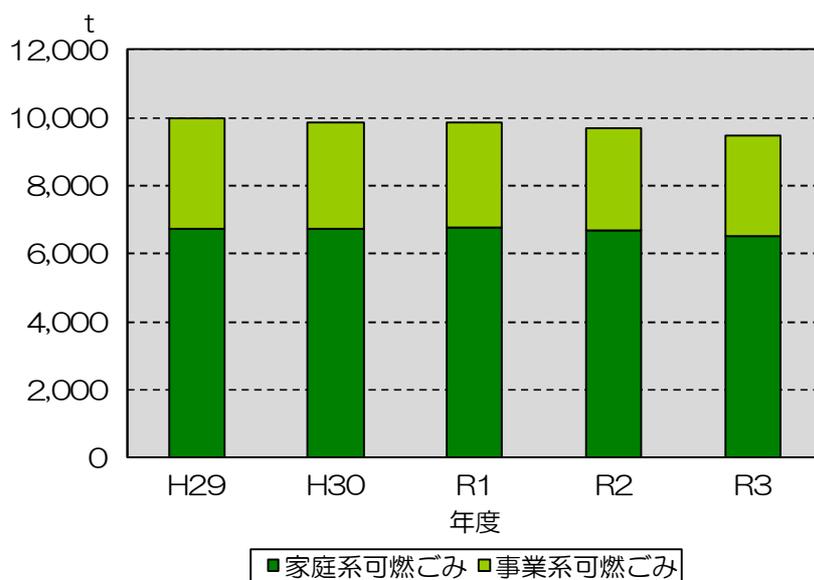


図1.3.3 可燃ごみ発生量の推移

(3) 不燃ごみ

本市の平成29年度～令和3年度の不燃ごみ量の推移は、表1.3.4及び図1.3.4に示すとおりです。これによると、家庭系不燃ごみ量は増加傾向を示しています。

表1.3.4 不燃ごみ発生量の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系不燃ごみ	115	131	121	148	140
合計	115	131	121	148	140

資料：一般廃棄物処理実態調査票

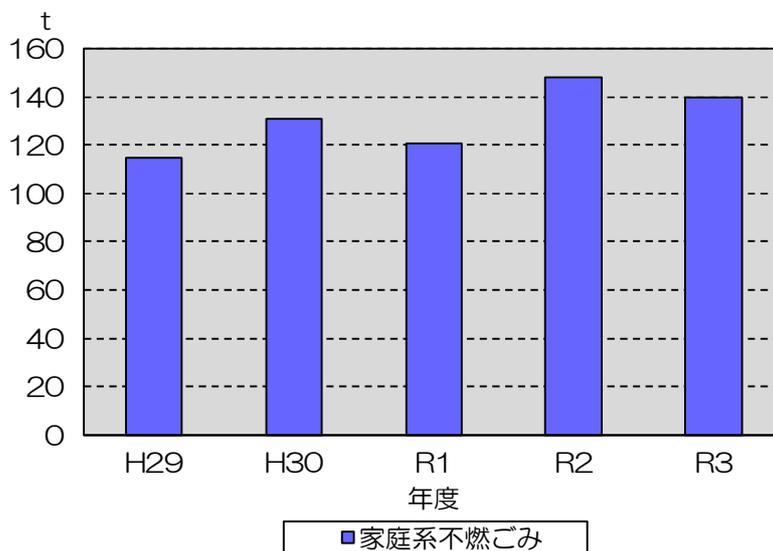


図1.3.4 不燃ごみ発生量の推移

(4) 資源ごみ

本市の平成29年度～令和3年度の資源ごみ発生量の推移は、表1.3.5及び図1.3.5に示すとおりです。

令和3年度の資源ごみ発生量は、平成29年度比で古紙類は約1.95倍、鉄類（缶類）は1.51倍に増加しています。

表1.3.5 資源ごみ発生量の推移

(単位：t/年)

項目 \ 年度	H29	H30	R1	R2	R3
古紙類	66	82	102	145	129
布類	22	25	35	41	36
ペットボトル	77	83	87	93	91
ビン類	288	277	270	263	249
鉄類(缶類)	152	196	187	236	229
廃食油(BDF)	1	1	1	1	1
その他の資源	38	57	53	58	71
計	644	721	735	837	806

※端数調整により合計が合わない場合があります

資料：一般廃棄物処理実態調査票

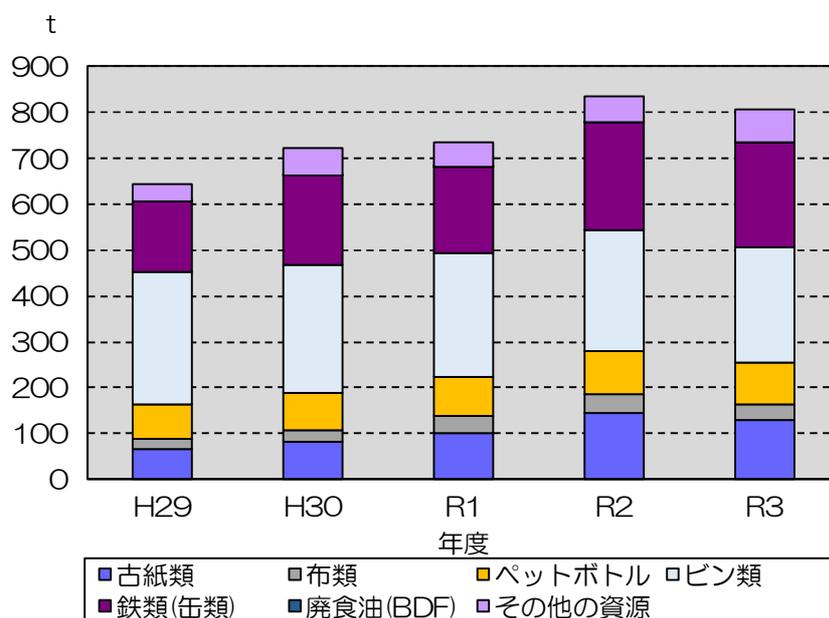


図1.3.5 資源ごみ発生量の推移

(5) 収集・運搬状況

① 収集形態及び収集回数

収集形態及び収集回数は表1.3.6及び表1.3.7に示すとおりです。

表1.3.6 ごみの収集形態及び収集回数（吉野町）

		吉野町
可燃ゴミ	台所ゴミ、プラスチック類、木屑類、紙・布類、発砲トレイ、皮類、食品関係、包装ビニール類	週2回
ビン類・破碎ゴミ	ビン類、ガラス、陶器類	2週に1回
カン類	カン類、鍋、やかん、フライパン等	週1回
ペットボトル	ペットボトル	2週に1回
可燃性粗大ゴミ	プラスチック類、木製家具、ポリタンク、木製遊具、布団及び毛布類	月2回
不燃性粗大ゴミ	自転車、ストーブ、カスコンロ、スチール机、鉄製健康器具等、電気製品、針金、スプリング（ソファ、ベッド）	月2回
資源ゴミ・有害ゴミ	新聞紙、雑誌、ダンボール（その他箱類）、牛乳パック、食用廃油、使用済み乾電池、蛍光灯、体温計、衣類等（古着・タオル）	月1回

資料：ごみ収集カレンダー

表1.3.7 ごみの収集形態及び収集回数（土成町、市場町、阿波町）

	土成町	市場町	阿波町
可燃ゴミ			
台所ゴミ、プラスチック類、木屑類、紙・布類、発砲トレイ、皮類、食品関係、包装ビニール類	週2回	同左	同左
ビン類・破碎ゴミ			
ビン類、ガラス、陶器類	2週に1回	同左	同左
カン類			
カン類、鍋、やかん、フライパン等	週1回	同左	同左
ペットボトル			
ペットボトル	週1回	同左	同左
粗大ゴミ			
扇風機、炊飯ジャー、アイロン、電話、ストーブ、トースター、ビデオ、スチール（イス・机）、釜、掃除機、ガスコンロ、乳母車、物干し、ミシン、ステレオ、ホットプレート、マッサージ機、電気スタンド、一輪車、自転車、座椅子、鉄屑、カメラ、米櫃、針金、ガラス、陶器類	月1回	同左	同左
有害ゴミ			
使用済み乾電池、蛍光灯、体温計	月1回	同左	同左
資源ゴミ			
新聞紙、雑誌、ダンボール（その他箱類）、牛乳パック、食用廃油、衣類等（古着・タオル） ※布団は粗大ゴミ。	月1回	同左	同左

資料：ごみ収集カレンダー

(6) 中間処理状況

① 中間処理施設

本市のごみは現在、図1.3.6に示す中央広域環境センターで処理、リサイクルセンターで分別されています。また、表1.3.8及び図1.3.7に中央広域環境センターの概要を示します。

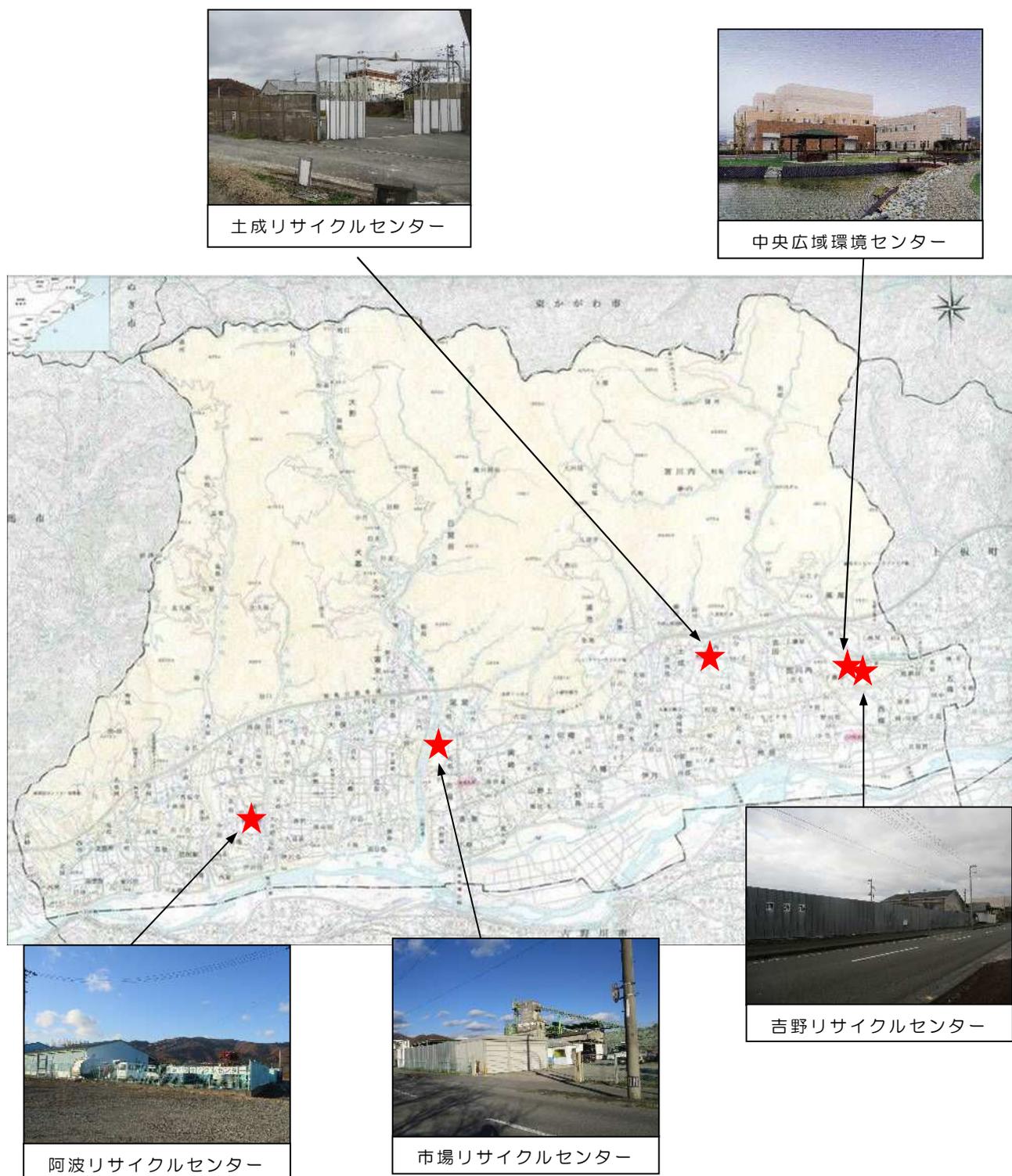


図1.3.6 中間処理施設等の位置

表1.3.8 中央広域環境センター 概要

名 称	中央広域環境センター
所 在 地	徳島県阿波市吉野町西条字藤原 70 番地 1
供用開始	平成 17 年 7 月竣工
処理能力	120t/24h (60t/24h × 2 炉)
処理方式	サーモセレクト式ガス化改質方式
管理運営	運営管理：組合 運転管理：委託



図1.3.7 中央広域環境センター 全体配置図

② 可燃ごみ

中央広域環境センター及び本市の平成29年度～令和3年度におけるごみ焼却実績の推移は、表1.3.9及び図1.3.8に示すとおりです。

過去5年間の推移をみると、中央広域環境センターの焼却量は減少傾向にあるのに対し、本市の焼却実績は令和元年度がピークとなっています。

本市は令和3年度で中央広域環境センターの焼却量の33.7%を占めています。

表1.3.9 ごみ焼却実績の推移

(単位：t/年)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
中央広域環境センター	30,073	29,944	29,957	29,391	29,036
うち阿波市	9,974	10,048	10,056	9,969	9,780

資料：一般廃棄物処理実態調査票

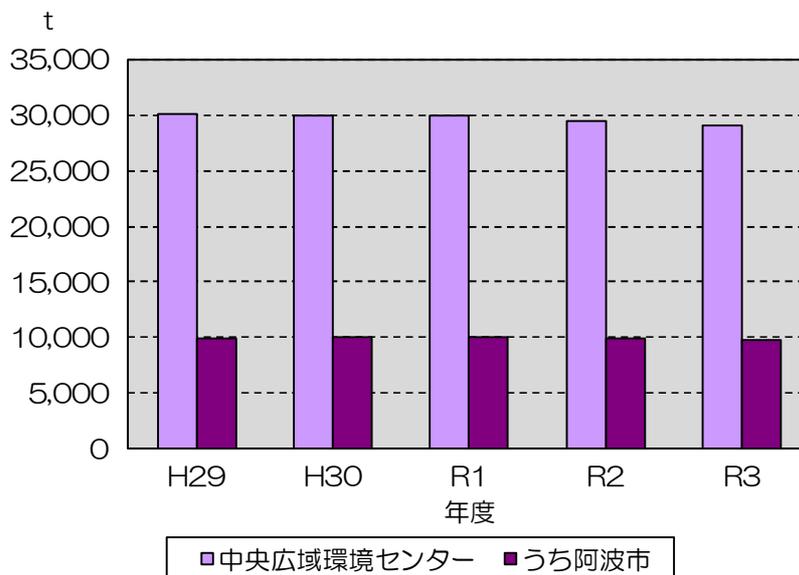


図1.3.8 ごみ焼却実績の推移

(7) 最終処分状況

本市の平成29年度～令和3年度の最終処分量の推移は表1.3.10及び図1.3.9に示すとおりです。

過去5年間の最終処分量は、平成29年度から令和元年度にかけて減少していましたが、令和2年度に166tと増加し、令和3年度は149tまで減少しています。直接埋立量は同様の傾向を示していますが、焼却残渣は毎年減少し、令和3年度には平成29年度比17%まで減少しています。

表1.3.10 最終処分量の推移

(単位：t/年)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
最終処分量	167	152	141	166	149
直接埋立	115	131	121	148	140
焼却残渣	52	21	20	18	9

資料：一般廃棄物処理実態調査票

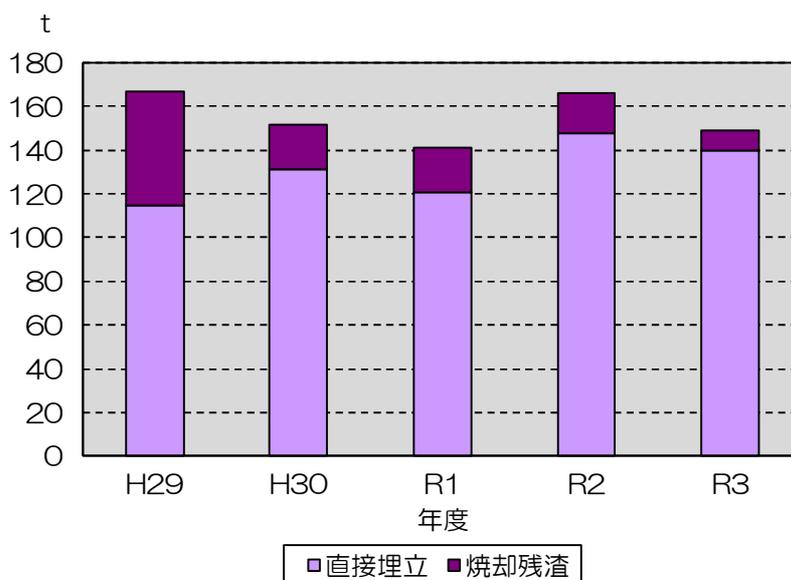


図1.3.9 最終処分量の推移

(8) ごみ組成の推移について

本市の平成29年度～令和3年度の可燃ごみ組成の推移を表1.3.11、図1.3.10～図1.3.12に示します。

表1.3.11 可燃ごみ組成の推移

	単位	H29	H30	R1	R2	R3
① ごみ組成						
紙・布類	%	49.8	50.0	49.1	52.8	47.5
ビニール・合成樹脂 ・ゴム・皮革類	%	32.7	30.1	32.0	31.5	32.4
木・竹・わら類	%	10.8	9.4	7.3	5.6	9.7
ちゅう介類	%	4.9	5.7	5.9	7.4	6.1
不燃物類	%	0.8	0.7	1.1	1.2	1.2
その他	%	1.2	4.1	4.6	1.7	3.1
計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
② 単位容積重量	Kg/m ³	104	125	123	120	114
③ 三成分						
水分	%	46.9	53.0	48.1	46.8	43.5
可燃分	%	48.5	42.3	46.7	48.7	51.5
灰分	%	4.6	4.7	5.2	4.5	5.0
計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
④ 低位発熱量						
計算値	Kj/kg	7,960	6,635	7,568	7,985	8,615
実測値	Kj/kg	10,070	8,373	9,733	10,195	11,248

※端数調整により合計が合わない場合があります

資料：一般廃棄物処理実態調査票

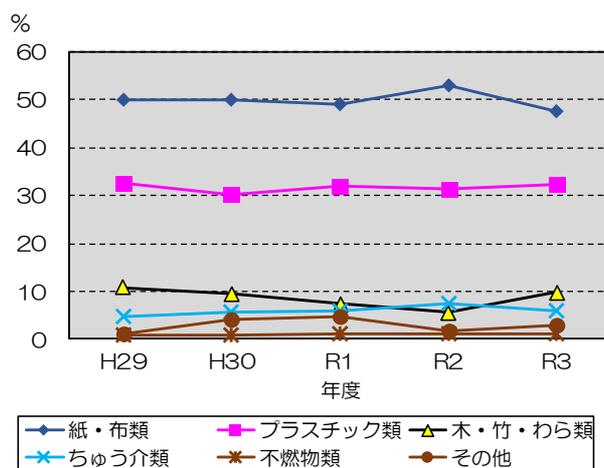


図 1.3.10 可燃ごみ組成の推移

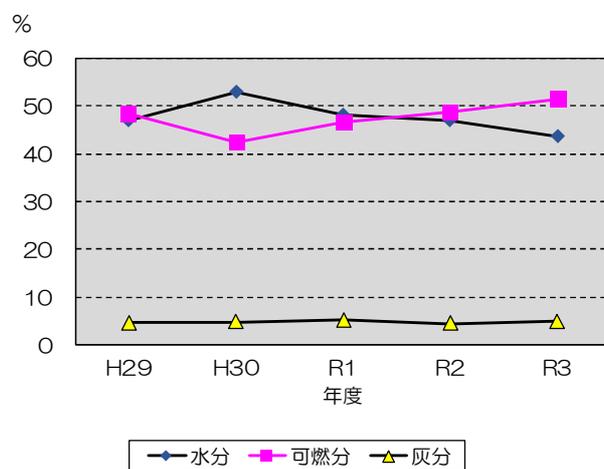


図 1.3.11 可燃ごみ三成分の推移

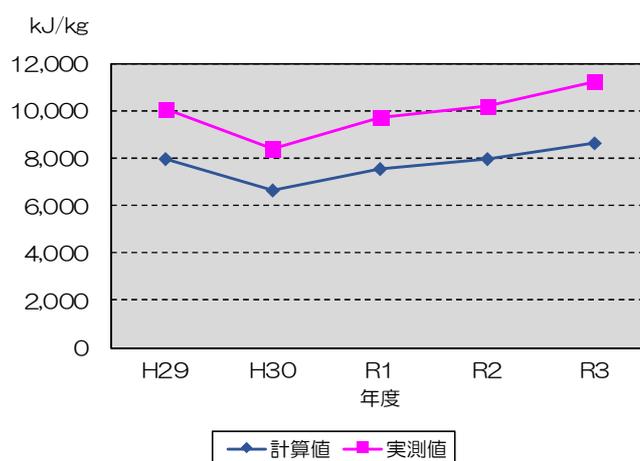


図 1.3.12 可燃ごみ低位発熱量の推移

(9) ごみ処理費用の推移

本市の平成29年度～令和3年度のごみ焼却処理費及び維持経費は、表1.3.12、図1.3.13及び図1.3.14に示すとおり、中央広域環境センターの経費を中央広域環境施設組合の組合分担金として割り当てています。

表1.3.12 ごみ焼却処理費及び維持経費

項目	年度	H29	H30	R1	R2	R3
焼却施設経費 (百万円)		461	482	494	489	505
人口 (人)		38,032	37,527	36,904	36,412	35,656
世帯数 (世帯)		15,294	15,362	15,396	15,475	15,324
1人あたり処理費 (円/人)		12,112	12,856	13,384	13,417	14,162
1世帯あたり処理費 (円/世帯)		30,119	31,404	32,080	31,570	32,953

資料：一般廃棄物処理実態調査票

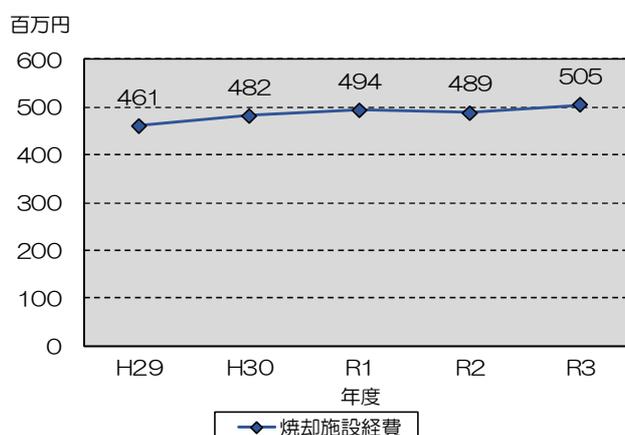


図1.3.13 ごみ焼却処理費及び維持経費の分担金

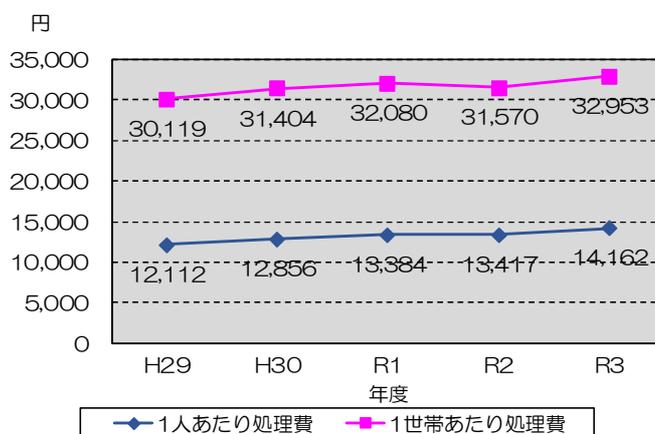


図1.3.14 1人あたり・世帯あたり処理費

(10) ごみ処理の数値目標の達成状況

阿波市一般廃棄物処理基本計画（改訂）（平成30年3月）における目標数値の達成状況を表1.3.13に示します。

令和3年度の実績値と中間目標年度、目標年度の数値を比較すると、目標年度を前倒して達成した項目はありません。

家庭系ごみ発生量は直近5年間で増加傾向にあることから、効果があまり出ていません。また、最終処分量の実績値（令和3年度）は目標年度（令和8年度）の2.04倍となっています。一方、事業系ごみの発生量、リサイクル率については、改善効果がみられています。

表1.3.13 数値目標の達成状況

	単位	実績値 (令和3年度)	中間目標年度 (令和4年度)	目標年度 (令和8年度)
家庭系ごみ	(t/年)	7,775	7,625	6,552
	(g/人・日)	597.4	569.37	508.56
事業系ごみ	(t/年)	2,973	2,900	2,749
	(t/日)	8.15	7.94	7.53
排出ごみ量	(t/年)	10,748	10,525	9,301
リサイクル率	(%)	14.9	19	19
最終処分量	(t/年)	149	95	73

(11) 課題

① 排出抑制・再資源化

不要となったものをごみとして排出する以前の段階での再使用の工夫を促進するとともに、資源ごみの適正排出を徹底し、排出されたものに対しては処理施設での再資源化を図り、目標に向け減量化率、資源化率の向上を目指す必要があります。

本市の可燃ごみ発生量は減少傾向にあり、逆に資源ごみについては、年々増加しています。資源ごみ発生量の増加は市民への啓発活動の成果と考えられますが、一方、1人1日当たりの可燃ごみ発生量は年々増加しています。

今後、資源物の分別回収をさらに進めていくことと並行して、可燃ごみの減量化に関する対策をさらに検討していく必要があります。

② 市民及び事業者との協力体制の確立

市民及び事業者の理解と協力を得て、ライフスタイルや事業活動を見直し、ごみの減量化、リサイクル型への方向転換をするだけでなく、不要なものを購入しない、過剰包装の抑制、リサイクル可能な製品の開発等、地域ぐるみで効率的に機能するよう求める必要があります。今後とも引き続き4Rの推進を図っていく必要があります。

③ 粗大ごみの資源化・再使用

粗大ごみの多くはいわゆる「不用品」であることから、排出者とは別のユーザーを掘り起こして「再使用」ができるようなシステムの構築が必要です。

④ 分別収集の充実による容器包装廃棄物の資源化の促進

ごみを減らすには排出抑制を進めるだけでなく、リサイクルを促進していく必要があります。特に、容積で家庭ごみ中の多くを占める容器包装廃棄物のリサイクルは、すぐにでも取り組まなければならない課題です。本市においても容器包装リサイクル法に基づき、新たな容器包装の分別収集に当たっては、収集区分や収集方法等を「分別収集計画」として定め計画的に実行する必要があります。

⑤ 容器包装廃棄物以外の資源化物の回収システムの充実

家庭系ごみの減量を推進して行くためには、複雑・多様化していく市民の生活に合わせて、市民の誰もが参加できるように、集団回収、分別収集、拠点回収、店頭回収（販売店返却）、民間のリサイクル企業・ショップの活用等多様な資源回収システムの形成が必要です。またこれらのシステムを円滑に推進して行くため、市民・事業者・行政が個々の責任と役割を明確にしていくことも課題となっています。

4) ごみ処理行政の動向

本市は、国や徳島県におけるごみ処理基本計画のもと、ごみ処理を中央広域環境施設組合で行っており、関係市町とも連携し適切にごみ処理を行っています。

また、近い将来発生が危惧されている南海トラフ巨大地震の備え等について、阿波市災害廃棄物処理計画（平成29年3月）を策定しています。

4. ごみ処理基本計画の改訂

1) ごみ処理に係る理念及び方針

本計画の基本理念は以下のとおりです。

基本理念

協働・創造・自立のまちづくり

環境保全や資源・エネルギーの循環に関する取組がますます重要性を増す中、廃棄物の発生抑制と循環利用を基本とした持続可能な循環型社会の形成が求められています。

本市ではこれまで、広報紙の活用やごみ収集カレンダーの作成・配布をはじめ、ビン・カン・ペットボトル・新聞・雑誌などの分別収集や電気式生ごみ処理機購入等への助成を通じ、ごみ分別の徹底やごみの減量化、4R運動の促進に努めるとともに、不法投棄対策も進めてきました。

しかし、ごみの発生量は令和3年度を除いて減少傾向になく、質的にもますます多様化しており、一層の減量化・リサイクル等の促進が求められる状況にあるとともに、収集・運搬体制の充実や不法投棄対策の強化が課題となっています。

このため、本計画に基づき、収集・運搬体制や広域なごみ処理・リサイクル体制の維持に努めるとともに、市民の協力のもと、ごみの減量化や4R運動、不法投棄の防止等に一層積極的に取組、循環型社会の形成を目指していく必要があります。

(1) 環境保全の推進

① 自然環境・景観の保全

自然環境・景観の保全に留意した適正な土地利用を誘導するとともに、公共工事に当たっては、自然との共生や景観の維持に配慮した資材や工法の導入、リサイクル製品の積極的利用等による資源の有効活用に努めます。

② 公害等環境問題への適切な対応

関係機関やボランティアとの連携のもと、環境パトロールを行い、野焼きをはじめとする公害等環境問題の未然防止及び適切な対応に努めます。

③ 地球温暖化対策の推進

カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現を目指し、地球温暖化対策実行計画に基づき、また適宜見直しを行いながら、行政自らが率先して温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めるとともに、家庭や事業所における対策の啓発及び実践活動の促進に努めます。

④ 環境教育・啓発活動の推進と実践活動の促進

- ・ 市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や広報・啓発活動を積極的に推進するとともに、環境美化運動をはじめ、省資源・省エネルギー運動、アイドリングストップ運動、マイバック運動、グリーン購入運動など、市民や事業者の自主的な環境保全活動を促進します。
- ・ 実践的な環境保全活動を展開する環境ボランティアやNPOの育成に努めます。

(2) ごみ処理等環境衛生の充実

① ごみ収集・処理体制の充実

- ・ 広域的連携のもと、中央広域環境施設組合による適正な処理・処分、リサイクル等を推進するとともに、環境にやさしい新ごみ処理施設の整備を進め、新たなごみ処理体制への円滑な移行を図ります。
- ・ 環境負荷の軽減と効率性に配慮した収集体制の充実に努めます。
- ・ 広報誌やごみ収集カレンダーの活用、ごみ分別アプリの利用促進などにより、市民のごみ分別の一層の徹底を促進します。

② 4R運動の促進

ごみの減量化とごみを出さない生活様式及び社会・経済システムへの転換に向け、広報・啓発活動の推進、分別収集の促進や電気式生ごみ処理機購入への補助、コンボスタの無料配布等を通じ、市民や事業者の自主的な4R運動を促進します。

③ ごみの不法投棄対策の推進

市民の環境保全意識の高揚に向け、環境教育や広報・啓発活動を推進するとともに、市民や市民団体との協働のもと、不法投棄の監視・指導体制の強化や適正処理対策に努めます。

循環型社会実現のための4R

- | | | |
|----|------------------|------------------|
| 1R | ごみとなるものの拒否 | (Refuse: リフューズ) |
| 2R | 廃棄物の排出抑制 | (Reduce: リデュース) |
| 3R | 使用済み製品・部品の再使用 | (Reuse: リユース) |
| 4R | 原材料としての利用などの再生利用 | (Recycle: リサイクル) |

資源循環型社会を構築するためには、単に物の生産→消費→回収→再生利用というサイクルを回すだけに終始せず、さらに一歩進めて限りある資源の消費を抑制し、環境への負荷を可能な限り低減させなければなりません。そのためには「ごみをどう処理するか」よりも「ごみを出さない」、「ごみをなくす」ことに重点を置き、ごみ処理の体系を持続可能な循環型のものへと転換していく必要があります。

こうした考えのもと、私たちは「ごみを出さない生活様式」や「ごみが出にくい事業活動」が定着し、ごみの発生・排出が極力抑制され、排出された不用物は最大限資源として有効利用される「ごみゼロ社会」の実現を目指す必要があります。このような観点から、これまでのように廃棄物を焼却して埋め立てる社会から、廃棄物の発生を抑制するとともに再生可能な資源としてできる限り利用する社会への転換、すなわち循環型社会を構築することが大きな課題となっています。

図1.4.1に廃棄物対策の基本的な方向を示します。

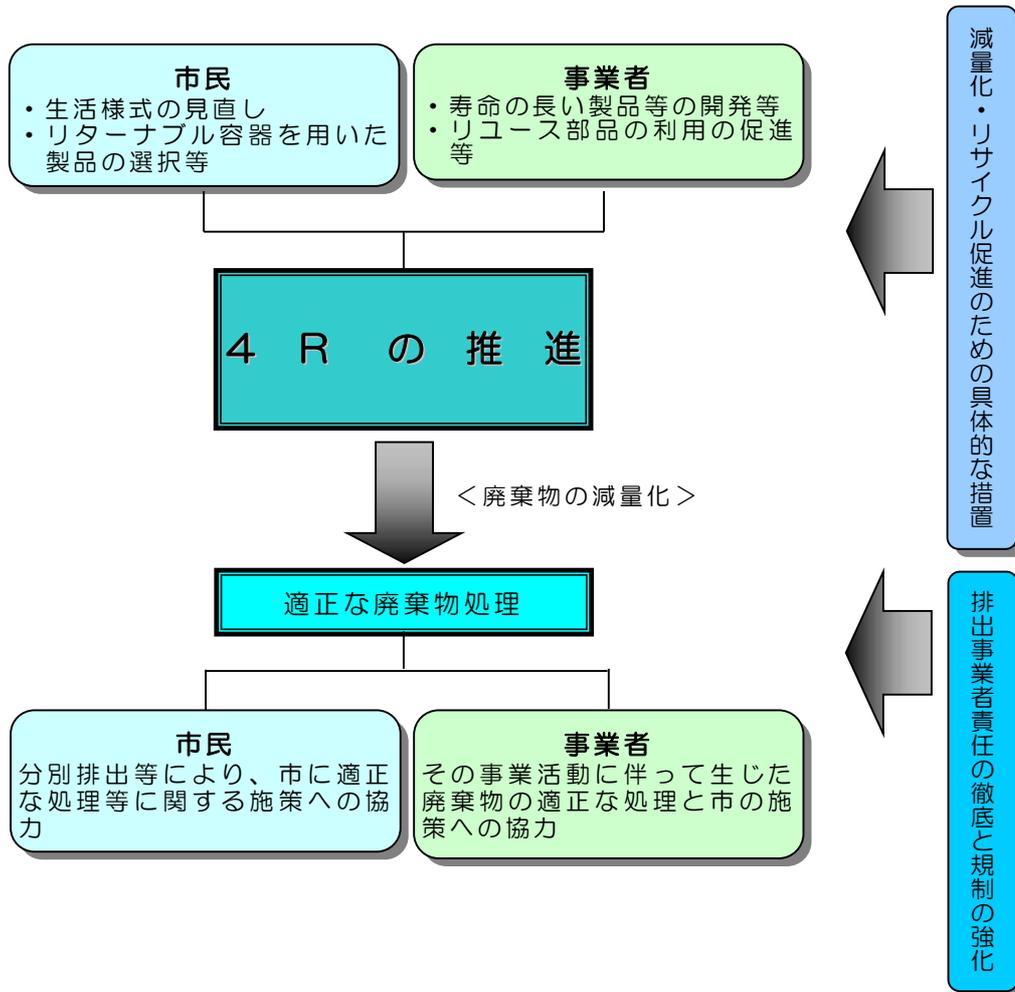
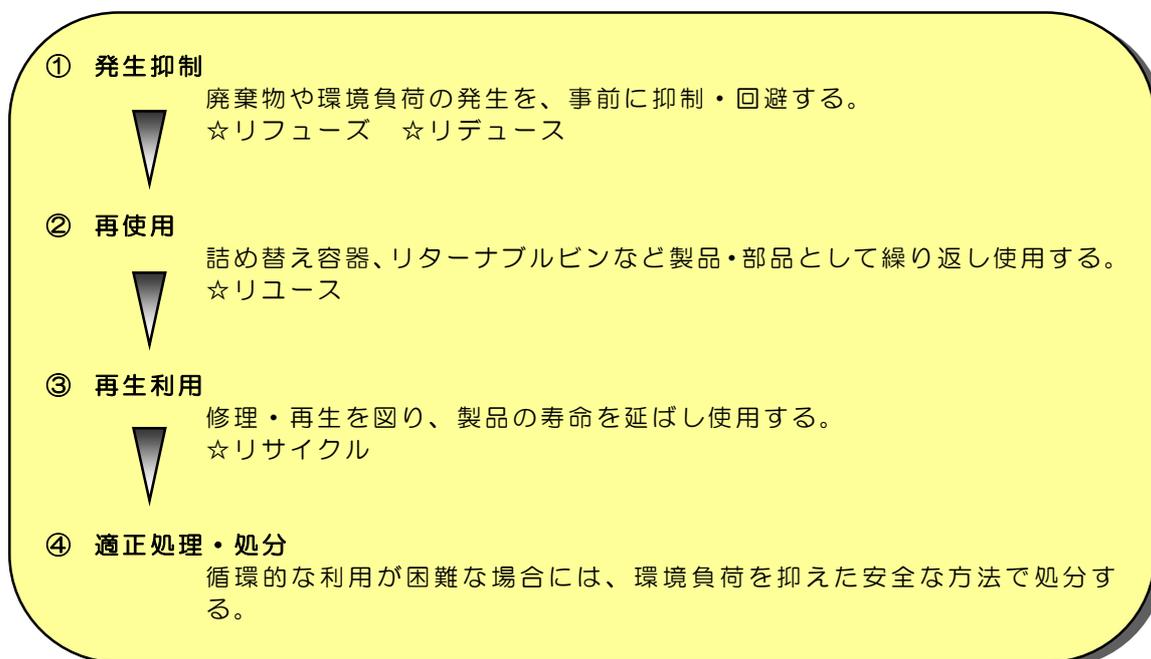


図1.4.1 廃棄物対策の基本的方向

【取組の優先順位】

循環型社会を目指して、以下の優先順位に基づいて施策を進めます。



以上の基本理念、基本的方向、及びごみ処理事業の現状と課題を踏まえ、今後のごみ処理について効率的な施策の推進を図る必要があります。また、地域環境に留意した「廃棄物循環型社会」の構築の実現に努めるものとします。

2) ごみの発生量及び処理量の見込み

(1) ごみ発生量の予測フロー

ごみ排出量の予測方法について、図1.4.2に示します。なお、推計方法の詳細については、資料編に示します。

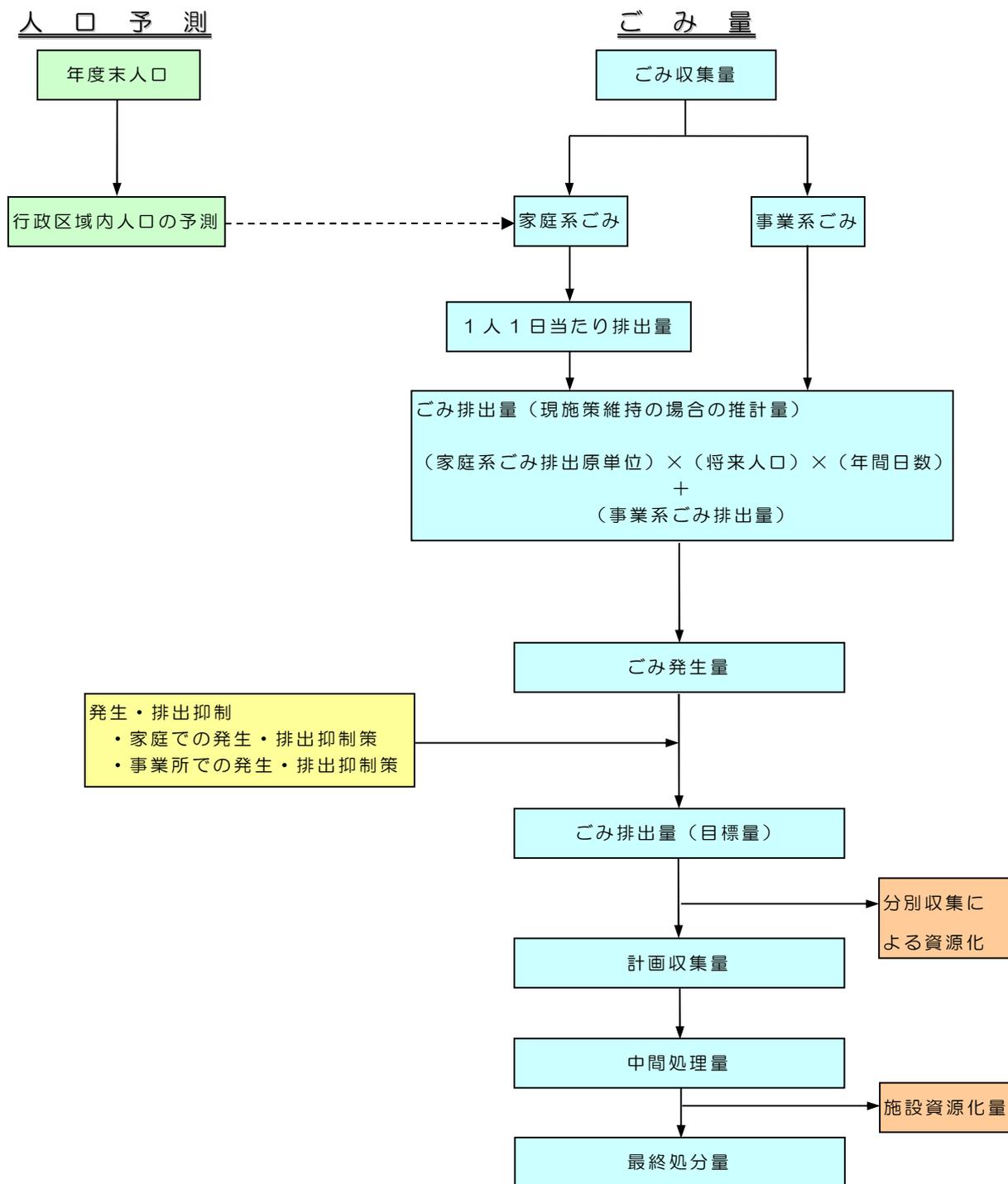


図1.4.2 将来予測フロー

(2) 将来人口予測

本市の将来人口は「阿波市人口ビジョン（令和元年度改訂版）（令和2年3月）」に示された将来人口を基に、令和3年度を基準とした減少率を補正係数として、表1.4.1及び図1.4.3のように将来人口を推計することとします。

表1.4.1 阿波市行政区域内人口の予測

項目 年度	住民基本台帳人口	阿波市人口ビジョン		R3実績により 補正した指数※	将来人口
		R2,3 推計	指数 (H27を基準)		
H24	40,415				
25	40,056				
26	39,622				
27	39,066	37,202	100.0		
28	38,572	36,722	98.7		
29	38,032	36,242	97.4		
30	37,527	35,763	96.1		
R1	36,904	35,283	94.8		
2	36,412	34,803	93.6		
3	35,656	34,397	92.5		
4		33,992	91.4	94.7	35,230
5		33,586	90.3	93.6	34,821
6		33,181	89.2	92.5	34,412
7		32,775	88.1	91.3	33,965
8		32,430	87.2	90.4	33,631
9		32,086	86.2	89.4	33,259
10		31,741	85.3	88.4	32,887
11		31,397	84.4	87.5	32,552
12		31,052	83.5	86.6	32,217
13		30,747	82.6	85.6	31,845

※ 二重線より下に記載されている数値が推計値となります。
 ※ 人口ビジョンの推計人口の太枠内以外は、直線補間して設定しました。
 ※ 指数の補正は、人口ビジョンの推計人口と実績人口の割合を指数に乗じて補正しました。

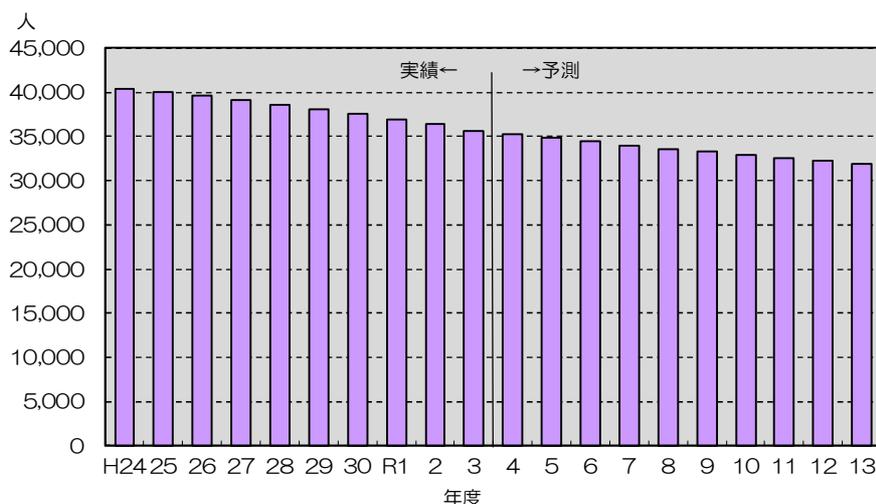


図1.4.3 阿波市行政区域内人口の予測

(3) ごみ処理・処分の現状

将来推計を行うに当たって、年間の家庭系収集ごみ量を1人1日当たりの排出量に換算します。表1.4.2に各種別ごみ排出量と家庭系ごみ排出原単位を示します。

表1.4.2 阿波市ごみ発生量、原単位の実績

項目	年度	単位	H29	H30	R1	R2	R3
家庭系ごみ発生量							
可燃ごみ		t/年	6,717	6,715	6,781	6,709	6,518
不燃ごみ		t/年	115	131	121	148	140
粗大ごみ		t/年	176	206	212	305	302
その他のごみ		t/年	9	6	9	8	9
資源ごみ							
古紙類		t/年	66	82	102	145	129
布類		t/年	22	25	35	41	36
ペットボトル		t/年	77	83	87	93	91
ビン類		t/年	288	277	270	263	249
鉄類(缶類)		t/年	152	196	187	236	229
廃食油(BDF)		t/年	1	1	1	1	1
その他の資源		t/年	38	57	53	58	71
事業系ごみ発生量							
可燃ごみ		t/年	3,257	3,140	3,075	2,967	2,973
家庭系ごみ 原単位							
可燃ごみ		g/人・日	483.9	490.2	502.0	504.8	500.8
不燃ごみ		g/人・日	8.3	9.6	9.0	11.1	10.8
粗大ごみ		g/人・日	12.7	15.0	15.7	22.9	23.2
その他のごみ		g/人・日	0.6	0.4	0.7	0.6	0.7
資源ごみ							
古紙類		g/人・日	4.8	6.0	7.6	10.9	9.9
布類		g/人・日	1.6	1.8	2.6	3.1	2.8
ペットボトル		g/人・日	5.5	6.1	6.4	7.0	7.0
ビン類		g/人・日	20.7	20.2	20.0	19.8	19.1
鉄類(缶類)		g/人・日	10.9	14.3	13.8	17.8	17.6
廃食油(BDF)		g/人・日	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の資源		g/人・日	2.7	4.2	3.9	4.4	5.5

※端数調整により合計が合わない場合があります

資料：一般廃棄物処理実態調査票、住民基本台帳

(4) ごみ発生量の予測

ごみ発生量の予測結果を表1.4.3、図1.4.4及び図1.4.5に示します。

ごみ発生量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は減少傾向を示しており、令和3年度の10,748tから、令和8年度で10,284t、令和13年度で9,898tと予測されます。

また、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量ともに減少傾向となっており、令和3年度の6,969t、2,973tから、令和8年度で6,574t、2,829t、令和13年度で6,242t、2,753tと予測されます。

一方で資源ごみは増加傾向となっており、令和3年度の806tから、令和8年度で881t、令和13年度で903tと予測されます。

表1.4.3 ごみ発生量の予測結果

区分	単位/年度	実績値	中間目標	目標年度
		令和3年度	令和8年度	令和13年度
人口	人	35,656	33,631	31,845
ごみ・資源排出量	t/年	10,748	10,284	9,898
家庭系ごみ	t/年	6,969	6,574	6,242
可燃ごみ	t/年	6,518	6,148	5,837
不燃ごみ	t/年	140	133	126
粗大ごみ	t/年	302	285	270
その他のごみ	t/年	9	9	8
事業系ごみ	t/年	2,973	2,829	2,753
可燃ごみ	t/年	2,973	2,829	2,753
資源ごみ	t/年	806	881	903
資源ごみ	t/年	806	881	903
古紙類	t/年	129	183	215
布類	t/年	36	50	56
ペットボトル	t/年	91	97	98
ビン類	t/年	249	214	182
鉄類（缶類）	t/年	229	269	288
廃食油（BDF）	t/年	1	1	1
その他の資源	t/年	71	68	64
ごみ・資源排出量の原単位				
家庭系ごみ	g/人・日	535.5	535.5	535.5
可燃ごみ	g/人・日	500.8	500.8	500.8
不燃ごみ	g/人・日	10.8	10.8	10.8
粗大ごみ	g/人・日	23.2	23.2	23.2
その他のごみ	g/人・日	0.7	0.7	0.7
資源量	g/人・日	61.9	73.0	79.8
行政回収資源量	g/人・日	61.9	73.0	79.8
古紙類	g/人・日	9.9	14.9	18.4
布類	g/人・日	2.8	4.1	4.8
ペットボトル	g/人・日	7.0	7.9	8.4
ビン類	g/人・日	19.1	17.4	15.6
鉄類（缶類）	g/人・日	17.6	21.9	24.7
廃食油（BDF）	g/人・日	0.1	0.1	0.1
その他の資源	g/人・日	5.5	6.7	7.8

※端数調整により合計が合わない場合があります

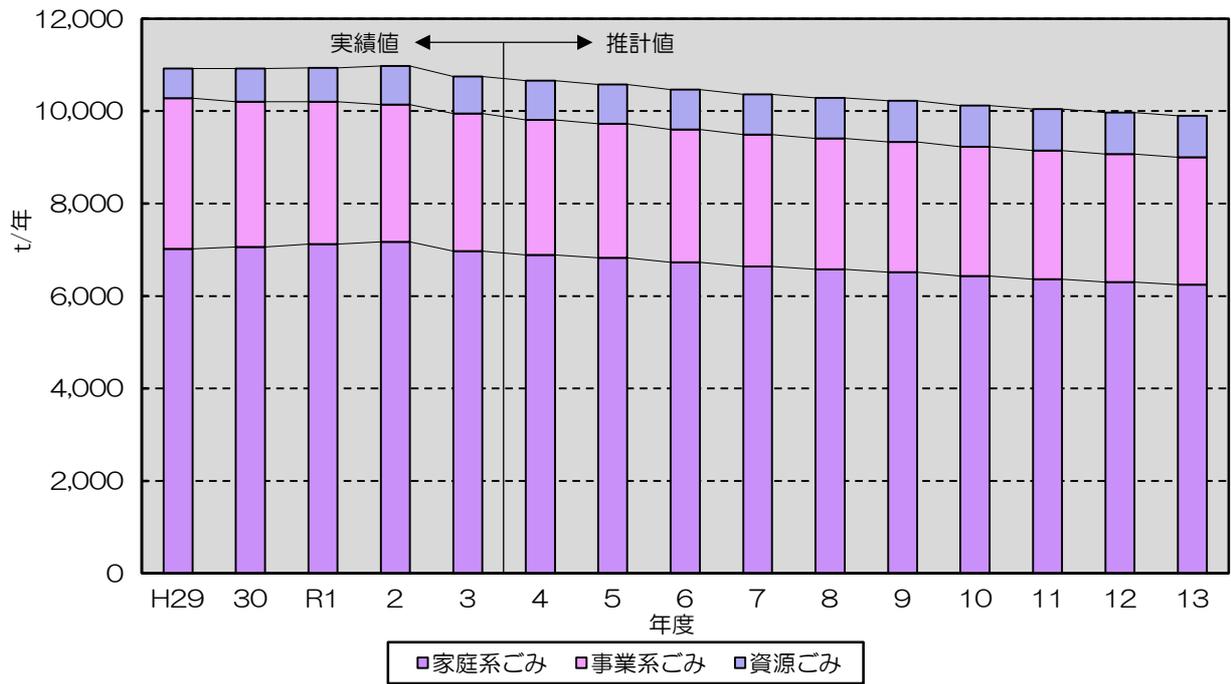


図1.4.4 ごみ発生量の予測結果（項目毎）

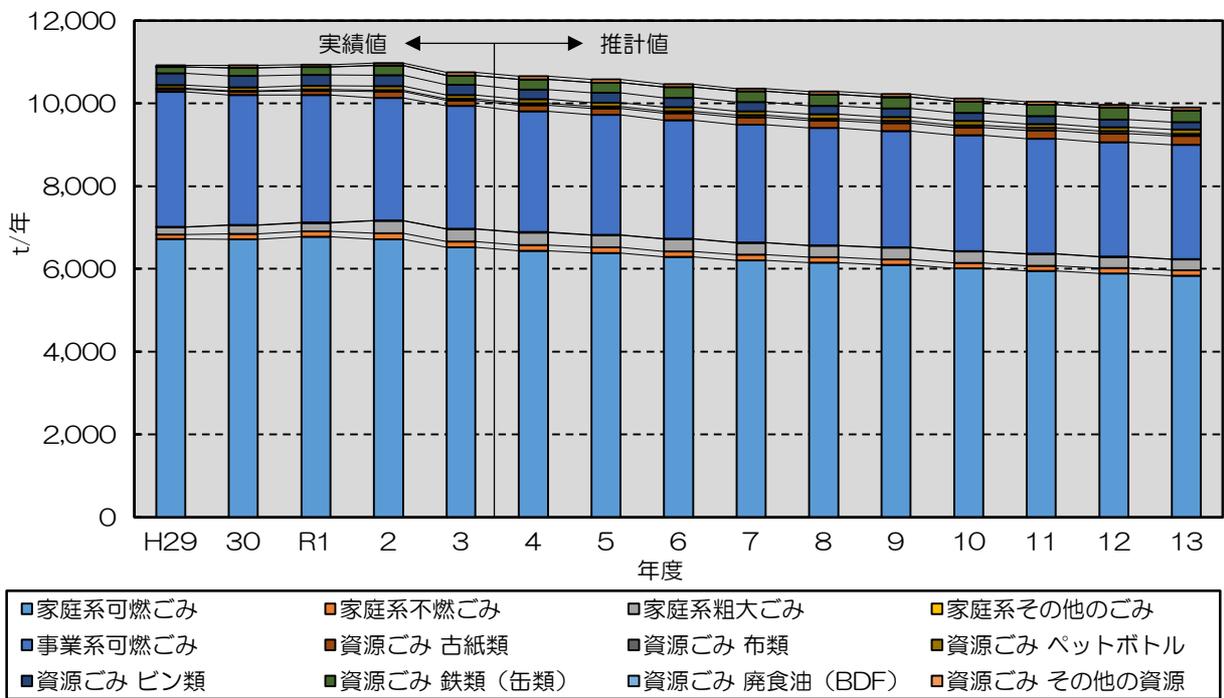


図1.4.5 ごみ発生量の予測結果（種別毎）

(5) ごみ処理量の予測

ごみ処理量の予測結果を表1.4.4に示します。

可燃ごみ焼却処理量は、ごみ燃料化施設が稼働開始予定のため、令和8年度、令和13年度は無しとしています。可燃ごみ処理量は、令和3年度実績の9,780tに対して、令和8年度が9,245t、令和13年度が8,845tと予測されます。

表1.4.4 ごみ処理量の予測結果

区分	単位/年度	実績値	中間目標	目標年度
		令和3年度	令和8年度	令和13年度
焼却処理施設の処理量	t/年	9,780	268	255
処理量	t/年	9,491	0	0
家庭系・可燃ごみ	t/年	6,518		
事業系・可燃ごみ	t/年	2,973		
選別残渣	t/年	289	268	255
粗大ごみ処理施設可燃残渣	t/年	289	268	255
処理内訳	t/年			
埋立処分	t/年	9	1	1
資源化	t/年	774	22	21
金属類	t/年	159	5	4
溶融スラグ	t/年	607	17	16
その他	t/年	8	0	0
ごみ燃料化施設の処理量	t/年	0	8,977	8,590
処理量	t/年	0	8,977	8,590
家庭系・可燃ごみ	t/年		6,148	5,837
事業系・可燃ごみ	t/年		2,829	2,753
処理内訳	t/年			
埋立処分（残渣発生量）	t/年		0	0
資源化	t/年		4,749	4,544
固形燃料	t/年		4,749	4,544
粗大ごみ処理施設の処理量	t/年	302	285	270
処理量	t/年	302	285	270
家庭系・粗大ごみ	t/年	302	285	270
処理内訳	t/年			
可燃残渣	t/年	289	268	255
資源化	t/年	13	17	16
金属類	t/年	13	17	16
その他	t/年	0	0	0
資源化量	t/年	1,593	5,668	5,484
金属類	t/年	172	21	20
焼却処理施設	t/年	159	5	4
粗大ごみ処理施設	t/年	13	17	16
溶融スラグ	t/年	607	17	16
焼却処理施設	t/年	607	17	16
固形燃料	t/年	0	4,749	4,544
ごみ燃料化施設	t/年	0	4,749	4,544
その他	t/年	8	0	0
焼却処理施設	t/年	8	0	0
粗大ごみ処理施設	t/年	0	0	0
処理内訳	t/年			
直接資源化	t/年	806	881	903
古紙類	t/年	129	183	215
布類	t/年	36	50	56
ペットボトル	t/年	91	97	98
ビン類	t/年	249	214	182
鉄類（缶類）	t/年	229	269	288
廃食油（BDF）	t/年	1	1	1
その他の資源	t/年	71	68	64
有害ごみ（直接資源化）	t/年	9	9	8
有害ごみ	t/年	9	9	8
処理内訳	t/年			
資源化	t/年	9	9	8
有害ごみ	t/年	9	9	8
最終処分量	t/年	149	133	126
埋立処分	t/年	149	133	126
処理内訳	t/年			
直接埋立	t/年	140	133	126
処理残渣埋立	t/年	9	1	1

※端数調整により合計が合わない場合があります

(6) 資源化量及び再生利用量の予測

資源化量及び再生利用量の予測結果を表1.4.5に示します。

総資源化量は稼働開始予定のごみ燃料化施設により、固形燃料を新たに資源物として、再生利用することが可能となるため、令和3年度実績の1,602tに対して令和8年度が5,677t、令和13年度が5,492tと予測されます。また、資源化率は令和3年度実績の14.9%に対して令和8年度が55.2%、令和13年度が55.5%と予測されます。

表1.4.5 資源化量及び再生利用量の予測結果

区分	単位/年度	実績値	中間目標	目標年度
		令和3年度	令和8年度	令和13年度
総資源化量	t/年	1,602	5,677	5,492
直接資源化	t/年	815	890	912
古紙類	t/年	129	183	215
布類	t/年	36	50	56
ペットボトル	t/年	91	97	98
ビン類	t/年	249	214	182
鉄類(缶類)	t/年	229	269	288
廃食油(BDF)	t/年	1	1	1
その他の資源	t/年	71	68	64
有害ごみ	t/年	9	9	8
中間処理後資源化	t/年	787	4,787	4,581
焼却処理施設・溶融スラグ	t/年	607	17	16
焼却処理施設・金属類残渣	t/年	159	5	4
焼却処理施設・その他	t/年	8	0	0
ごみ燃料化施設・固形燃料	t/年	0	4,749	4,544
粗大ごみ処理施設・金属類残渣	t/年	13	17	16
粗大ごみ処理施設・その他	t/年	0	0	0
資源化率(R)	%	14.9	55.2	55.5
資源化率(R')	%	7.7	9.0	9.6

※端数調整により合計が合わない場合があります

※資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量

※資源化率(R) = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量) ÷ (ごみ + 資源排出量)

※資源化率(R') = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量(焼却施設、燃料化施設を除く)) ÷ (ごみ + 資源排出量)

3) 数値目標の整理

廃棄物の減量化目標の設定については、国及び県の動向、本市の現状を踏まえて、実現可能な減量化目標を見直し、設定するものとします。

(1) 国の廃棄物処理の目標値

① 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成28年1月21日）

廃棄物処理法第5条の2第1項の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」では平成24年度に対し、2022年度において排出量を約12%削減し、排出量に対する再生利用量を約21%から約27%に増加させるとともに、最終処分量を約14%削減する目標を定めています。

なお、令和2年度以降の目標は、循環型社会形成推進基本法に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）等の目標を参考にして施策を進めることとしています。なお、各都道府県の廃棄物担当部（局）において「廃棄物処理法」第5条の5の規定に基づく都道府県廃棄物処理計画の改訂を実施する際に参考となる数値目標は表1.4.6のとおりです。

表1.4.6 参考となる数値目標

No.	廃棄物処理法に基づく基本方針における目標項目	参考となる数値目標
1	一般廃棄物の排出量	2025年度に約3800万トン
2	一般廃棄物の再生利用量の割合	一般廃棄物の出口側の循環利用率を2025年度に約28%
3	一般廃棄物の最終処分量	2025年度に約320万トン
4	1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	2025年度に約440g/人/日
5	一般廃棄物の最終処分場の残余年数	2022年度に2017年度の水準(20年分)を維持
6	焼却された一般廃棄物量のうち発電設備を有する焼却施設で処理される一般廃棄物の割合	廃棄物エネルギーを地域を含めた外部供給している施設の割合を2022年度に46%
7	産業廃棄物の排出量	2025年度に約3億9000万トン
8	産業廃棄物の再生利用量の割合	産業廃棄物の出口側の循環利用率を2025年度に約38%
9	産業廃棄物の最終処分量	2025年度に約1000万トン
10	産業廃棄物の最終処分場の残余年数	引き続き現行基本方針に基づき要最終処分量の10年分程度を確保
11	家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合の調査を実施したことがある市町村数	引き続き現行基本方針に基づき200市町村以上における実施を推進
12	特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第96号)に基づく特定家庭用機器一般廃棄物のうち、小売業者が同法に基づく引取義務を負わないものの回収体制を構築している市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき100%の構築を推進
13	使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	引き続き現行基本方針に基づき80%以上の実施を推進

② 第四次循環型社会形成推進基本計画(平成30年6月)

循環型社会形成のための指標・数値目標については表1.4.7に記載のとおりです。

表1.4.7 循環型社会形成のための指標・数値目標(一般廃棄物)

	2025年度
一人一日当たりのごみ排出量	約850g
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量	約440g
出口側の循環利用率	約28%
最終処分量	320万トン

③ 各種リサイクル法及びプラ新法の目標値

各種リサイクル法の指標・数値目標については表1.4.8に記載のとおりです。

表1.4.8 各種リサイクル法（食品、家電、小型家電）及びプラ新法目標値

家庭系食品ロス量 事業系 //	2000年度の半減（2030年度）
廃家電回収率（4品目合計） （エアコン、ブラウン管式テレビ、 冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機）	70.9%以上（2030年度） （エアコン：53.9%以上（2030 年度））
小型家電回収量	14万トン（2023年度）
①ワンウェイプラスチック ②プラスチック製容器包装及び製 品のデザイン ③プラスチック製容器包装 ④使用済プラスチック ⑤再生利用量 ⑥バイオマスプラスチック	①累積25%排出抑制（2030年 まで） ②リユース又はリサイクル可能 なデザインにする（2025年 まで） ③6割をリユース又はリサイク ル（2030年まで） ④100%リユース、リサイクル 等により有効利用（2035年 まで） ⑤倍増（2030年まで） ⑥約200万トン導入（2030年 まで）

④ 廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法 第5条の3第1項に規定する廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月閣議決定）で目指す目標及び指標（計画期間を2018年度から2022年度）を表1.4.9に示します。

表1.4.9 廃棄物施設整備計画における重点目標(2022年度)

ごみのリサイクル率	27%
最終処分場の残余年数	2017年度の水準(20年分) を維持する。
計画期間中に整備されたご み焼却施設の発電効率の平 均値	21%

(2) 第五期徳島県廃棄物処理計画（令和3年3月）

一般廃棄物（ごみ）の減量化に関する目標値は、国の目標値を前倒して達成することを目指して、次のとおりとなっています。

① ごみ排出量（t/年）

【目標値】

現 状	令和7年度 目標
ごみ排出量（t/年） （平成30年度実績：261,417 t）	212,000t (H30比 約19%削減)

② 県民1人1日当たりごみ排出量

【目標値】

現 状	令和7年度 目標
県民1人1日当たりごみ排出量 （g/人・日） （平成30年度実績：954g）	845g (H30比 約11%削減)

③ 県民1人1日当たり家庭系ごみ排出量

【目標値】

現 状	令和7年度 目標
県民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（g/人・日） （平成30年度実績：708g）	605g (H30比 約15%削減)

④ リサイクル率（%）

【目標値】

現 状	令和7年度 目標
リサイクル率（%） （平成30年度実績：16.6%）	30% (H30比 約13.4ポイント増加)

⑤ 最終処分量（千t）

【目標値】

現 状	令和7年度 目標
最終処分量（千t） （平成30年度実績：29.3千t）	19.9千t (H30比 約32%削減)

(3) 阿波市のごみ減量目標値の設定

国及び県の施策を推進して行くことで不用物のうち、どれだけを発生抑制し、どれだけを資源化するかを減量化目標として設定します。

【目 標】

- ごみ排出量は現状推移で令和3年度比-7.9%に対して、約2倍の削減量となる-16.3%を目標とします。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は現状推移で令和3年度比+2.6%に対して、-6.8%の減量化を目標とします。
- 事業系ごみ排出量は現状推移で令和3年度比-7.4%であるのに対し、約2倍の削減量となる-15.8%の減量化を目標とします。

(4) 減量化対策後のごみ排出量

本市の現状の施策のままでのごみ排出量の予測及び計画目標値を表1.4.10、図1.4.6及び図1.4.7に示します。

表1.4.10 ごみ排出量の現状予測と計画目標値

	2021年度 (現状)	現状維持			目標値		
		R8年度 (中間目標)	R13年度 (目標)	削減・増加 割合 (R3→R13)	R8年度 (中間目標)	R13年度 (目標)	削減・増加 割合 (R3→R13)
ごみ排出量 (t/年)	10,748	10,284	9,898	(-7.9%)	9,892	8,991	(-16.3%)
家庭系ごみ排出量 (t/年)	7,775	7,455	7,145	(-8.1%)	7,179	6,489	(-16.5%)
1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	597.4	607.3	613.0	(+2.6%)	584.8	556.7	(-6.8%)
事業系ごみ排出量 (t/年)	2,973	2,829	2,753	(-7.4%)	2,713	2,502	(-15.8%)
リサイクル率 (%)	14.9	55.2	55.5	(+272.5%)	54.7	54.7	(+267.1%)
最終処分量 (t/年)	149	133	126	(-15.2%)	131	116	(-22.5%)

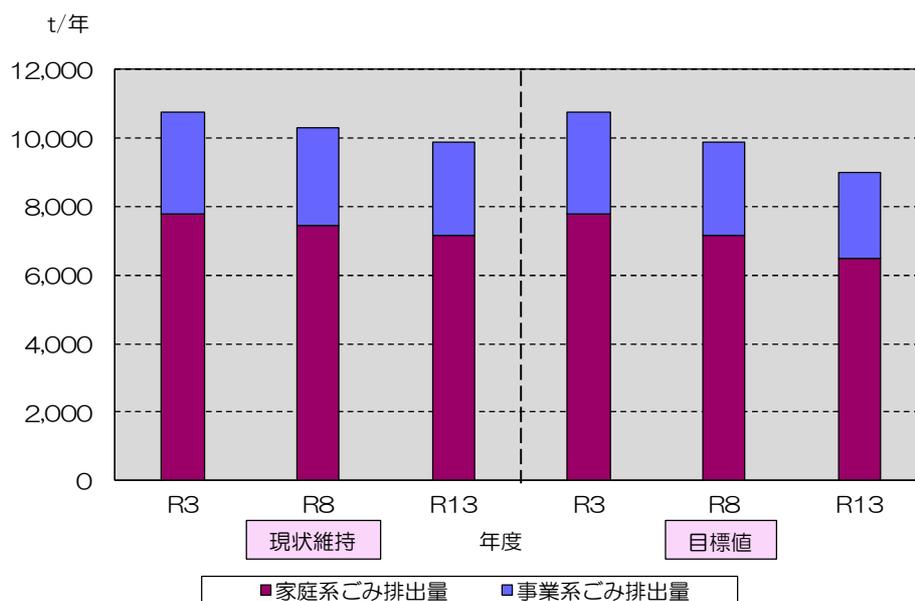


図1.4.6 ごみ排出量の現状予測と計画目標値

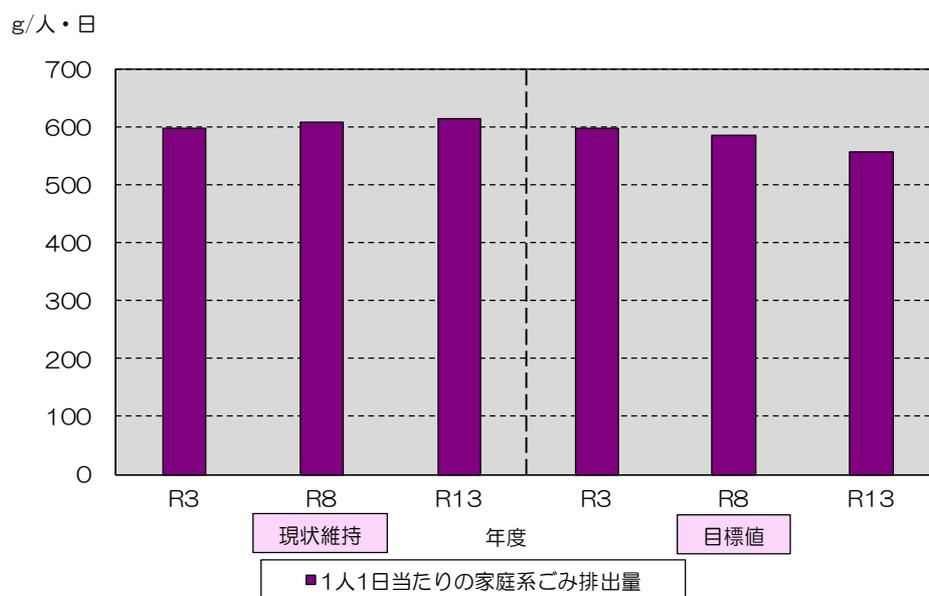


図1.4.7 家庭系ごみ排出原単位現状予測と計画目標値

計画目標値を達成する場合の予測結果を表1.4.11～表1.4.13に示します。なお、ごみ量予測の詳細については資料編に示します。

ごみ発生量（家庭系ごみ、事業系ごみの合計）は、令和3年度の10,748tから、令和8年度で9,892t、令和13年度で8,991tと予測されます。家庭系ごみ排出量・事業系ごみ排出量は、令和3年度の6,969t・2,973tから、令和8年度で6,426t・2,713t、令和13年度で5,807t・2,502と予測されます。

総資源化量は、令和3年度の1,602tに対して、令和8年度が5,415t、令和13年度が4,922tと予測され、リサイクル率は令和13年度で54.7%と予測されます。

表1.4.11 ごみ排出量の目標値

区分	単位/年度	実績値	中間目標	目標年度
		令和3年度	令和8年度	令和13年度
人口	人	35,656	33,631	31,845
ごみ・資源排出量	t/年	10,748	9,892	8,991
家庭系ごみ	t/年	6,969	6,426	5,807
可燃ごみ	t/年	6,518	6,016	5,439
不燃ごみ	t/年	140	130	115
粗大ごみ	t/年	302	273	247
その他のごみ	t/年	9	7	6
事業系ごみ	t/年	2,973	2,713	2,502
可燃ごみ	t/年	2,973	2,713	2,502
資源ごみ	t/年	806	753	682
資源ごみ	t/年	806	753	682
古紙類	t/年	129	121	109
布類	t/年	36	34	31
ペットボトル	t/年	91	85	77
ビン類	t/年	249	233	211
鉄類（缶類）	t/年	229	214	194
廃食油（BDF）	t/年	1	1	1
その他の資源	t/年	71	66	60
ごみ・資源排出量の原単位				
家庭系ごみ	g/人・日	535.5	523.5	498.2
可燃ごみ	g/人・日	500.8	490.1	466.7
不燃ごみ	g/人・日	10.8	10.6	9.9
粗大ごみ	g/人・日	23.2	22.2	21.2
その他のごみ	g/人・日	0.7	0.6	0.5
資源ごみ	g/人・日	61.9	61.3	58.5
資源ごみ	g/人・日	61.9	61.3	58.5
古紙類	g/人・日	9.9	9.8	9.4
布類	g/人・日	2.8	2.8	2.6
ペットボトル	g/人・日	7.0	6.9	6.6
ビン類	g/人・日	19.1	19.0	18.1
鉄類（缶類）	g/人・日	17.6	17.4	16.6
廃食油（BDF）	g/人・日	0.1	0.1	0.1
その他の資源	g/人・日	5.5	5.4	5.1

※端数調整により合計が合わない場合があります

表1.4.12 ごみ処理量の目標値

区分	単位/年度	実績値	中間目標	目標年度
		令和3年度	令和8年度	令和13年度
焼却処理施設の処理量	t/年	9,780	257	233
処理量	t/年	9,491	0	0
家庭系・可燃ごみ	t/年	6,518		
事業系・可燃ごみ	t/年	2,973		
選別残渣	t/年	289	257	233
粗大ごみ処理施設可燃残渣	t/年	289	257	233
処理内訳	t/年			
埋立処分	t/年	9	1	1
資源化	t/年	774	21	19
金属類	t/年	159	4	4
熔融スラグ	t/年	607	17	15
その他	t/年	8	0	0
ごみ燃料化施設の処理量	t/年	0	8,729	7,941
処理量	t/年	0	8,729	7,941
家庭系・可燃ごみ	t/年		6,016	5,439
事業系・可燃ごみ	t/年		2,713	2,502
処理内訳	t/年			
埋立処分(残渣発生量)	t/年		0	0
資源化	t/年		4,618	4,201
固形燃料	t/年		4,618	4,201
粗大ごみ処理施設の処理量	t/年	302	273	247
処理量	t/年	302	273	247
家庭系・粗大ごみ	t/年	302	273	247
処理内訳	t/年			
可燃残渣	t/年	289	257	233
資源化	t/年	13	16	14
金属類	t/年	13	16	14
その他	t/年	0	0	0
資源化量	t/年	1,593	5,408	4,916
金属類	t/年	172	20	18
焼却処理施設	t/年	159	4	4
粗大ごみ処理施設	t/年	13	16	14
熔融スラグ	t/年	607	17	15
焼却処理施設	t/年	607	17	15
固形燃料	t/年	0	4,618	4,201
ごみ燃料化施設	t/年	0	4,618	4,201
その他	t/年	8	0	0
焼却処理施設	t/年	8	0	0
粗大ごみ処理施設	t/年	0	0	0
処理内訳	t/年			
直接資源化	t/年	806	753	682
古紙類	t/年	129	121	109
布類	t/年	36	34	31
ペットボトル	t/年	91	85	77
ビン類	t/年	249	233	211
鉄類(缶類)	t/年	229	214	194
廃食油(BDF)	t/年	1	1	1
その他の資源	t/年	71	66	60
有害ごみ(直接資源化)	t/年	9	7	6
有害ごみ	t/年	9	7	6
処理内訳	t/年			
資源化	t/年	9	7	6
有害ごみ	t/年	9	7	6
最終処分量	t/年	149	131	116
埋立処分	t/年	149	131	116
処理内訳	t/年			
直接埋立	t/年	140	130	115
処理残渣埋立	t/年	9	1	1

※端数調整により合計が合わない場合があります

表1.4.13 資源化量及び再生利用量の目標値

区分	単位/年度	実績値	中間目標	目標年度
		令和3年度	令和8年度	令和13年度
総資源化量	t/年	1,602	5,415	4,922
直接資源化	t/年	815	760	688
古紙類	t/年	129	121	109
布類	t/年	36	34	31
ペットボトル	t/年	91	85	77
ビン類	t/年	249	233	211
鉄類（缶類）	t/年	229	214	194
廃食油（BDF）	t/年	1	1	1
その他の資源	t/年	71	66	60
有害ごみ	t/年	9	7	6
中間処理後資源化	t/年	787	4,655	4,234
焼却処理施設・溶融スラグ	t/年	607	17	15
焼却処理施設・金属類残渣	t/年	159	4	4
焼却処理施設・その他	t/年	8	0	0
ごみ燃料化施設・固形燃料	t/年	0	4,618	4,201
粗大ごみ処理施設・金属類残渣	t/年	13	16	14
粗大ごみ処理施設・その他	t/年	0	0	0
資源化率（R）	%	14.9	54.7	54.7
資源化率（R'）	%	7.7	7.8	7.8

※端数調整により合計が合わない場合があります

※資源化量 = 直接資源化量 + 中間処理後資源化量

※資源化率（R） = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量) ÷ (ごみ + 資源排出量)

※資源化率（R'） = (直接資源化量 + 中間処理後資源化量（焼却施設、燃料化施設を除く）) ÷ (ごみ + 資源排出量)

4) ごみの排出抑制及び資源化のための方策

本市廃棄物については、できる限り排出を抑制し、不適正処理の防止その他環境への負荷低減に配慮しつつ、①発生抑制、②再使用、③再生利用の順にできる限り循環的な利用を行うものとします。

(1) 発生抑制計画

① 基本方針

本市の発生抑制計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ① 4Rの推進
- ② 市民・事業者・行政の三者の協働によるごみ減量化の推進
- ③ ごみの発生・排出を抑制する社会システムへの転換

② 発生抑制のための方策

ごみの排出抑制を推進するために必要な方策について市民・事業者・行政ごとに講ずべき方策について定め、図1.4.8に資源循環型廃棄物処理実現に向けての三者の役割と協力関係のイメージを示します。

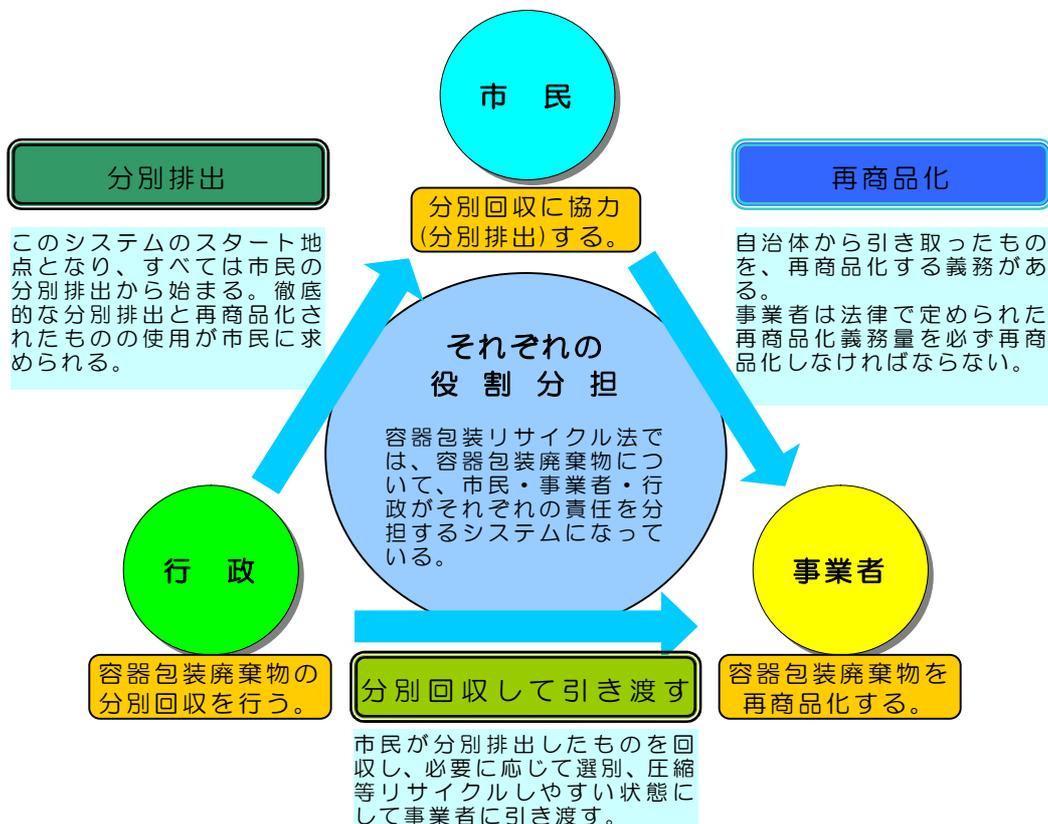


図1.4.8 資源循環型廃棄物処理実現に向けての三者の役割と協力関係

(2) 発生・排出抑制及び再資源化のための施策

ごみの発生・排出抑制及び再資源化を図るためには人や社会、環境に配慮した行動(エシカル消費)が重要です。市民・事業者・行政がそれぞれの立場から、以下の実践行動に取り組むものとします。

① 市民の実践行動

◆エコショッピングの実践

商品購入段階で、極力ごみの排出を抑制できるような工夫(エコショッピング)を心がけます。

- ・ マイバッグの持参
- ・ 過剰包装の拒否
- ・ リサイクル用品の購入促進
- ・ リターナブル商品の購入促進
- ・ フリーマーケットやリサイクルバザー等への積極参加

◆生ごみの減量

- ・ 生ごみの水切りの徹底
- ・ 各家庭での生ごみの排出抑制(食べ残し、賞味期限切れ、調理くず等)
- ・ 生ごみ処理機の購入及び利用促進

◆市の廃棄物行政への協力

- ・ 市が実施する排出抑制・再資源化施策を十分理解し協力する。
- ・ 市が啓発する「ごみ排出ルール」を遵守する。

② 事業者の実践行動

◆ごみ発生源における発生・排出抑制及び再資源化

- ・ 事業者責任として発生・排出抑制に努めると共に、自主回収体制の整備を図る。
- ・ 再生利用できない素材の使用量を最小限にとどめる。
- ・ 過剰包装の抑制に努める。
- ・ 流通用梱包材の使用量を極力抑制する。
- ・ ワンウェイ容器からリターナブル容器への転換を図る。
- ・ 生ごみは、排出時の「水切り」を徹底すると共に、事業所内への生ごみ処理機導入を促進する。
- ・ 事業所内で使用した紙類、ビン、カン等の資源ごみは分別を徹底し、再資源化を図る。

◆再生品の使用促進

事務用品についてはグリーン商品(再生品)の使用に努める。

◆市の廃棄物行政への協力

- ・ 市が実施する排出抑制・再資源化施策を十分理解し協力する。

- ・ 市が啓発する「ごみ排出ルール」を遵守する。

③ 行政の実践行動

◆生ごみの処理

生ごみの自家処理及びごみの減量化の推進を図るための施策を実施しています。

- ・ コンポスト容器を無料で配布
- ・ 生ごみ処理機の購入、設置に対し、補助金を交付

◆環境教育、啓発活動の充実

ごみの発生・排出抑制及び再資源化の促進を図るために啓発、教育、指導活動を実施します。

- ・ ポスター、キャンペーン、イベント等の広報活動を通じたPR活動の強化
- ・ 副読本、ビデオ、DVD等の媒体活用による啓発の促進
- ・ 施設見学、説明会等によるごみ処理事業に対する社会意識の育成
- ・ シンボルマーク、キャラクター、マスコット等を用いての啓発
- ・ チラシ、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネット、市の広報等を用いての啓発
- ・ 環境学習拠点の整備
- ・ 体験型環境教育の導入
- ・ 環境家計簿利用の増大を図る。

◆分別収集の促進

分別ルールの周知徹底を図ると共に、資源ごみの再資源化を図るものとします。

◆事業者に対する指導

多量に一般廃棄物を排出する業者に対しては、ごみの発生・排出抑制の指導を強化します。

- ・ 事業者自らの減量化計画の策定を指導し、事業系ごみの発生抑制及び再生利用の促進を図るものとする。
- ・ 過剰包装の抑制、リターナブル容器の導入等、消費者側からのごみの発生となり得る要因の除去に努めるよう指導・要請する。

◆市の率先行動

市自らが率先して排出抑制・再資源化に努めると共に、事務用品等は「グリーン購入法」に従い再生品を購入する等方策を検討するものとします。

5) 分別して収集するものとした、ごみの種類及び分別区分

本市では、再生するために分別したものを分別区分に従って、収集・運搬するとともに、適正に再生できるよう、分別方法及び収集システムを構築しており、今後も現状を維持し実施していくものとしします。表1.4.14に分別収集区分を示します。

表1.4.14 分別収集区分

	項目	区分	内容
①	資源回収する容器包装	アルミ缶・スチール缶	分別
		ビン類	分別
		ペットボトル	分別
		紙製容器包装(紙パック)	分別
②	資源回収する古紙・布類等の資源ごみ		分別
③	燃やすごみ(廃プラスチックを含む)		
④	燃やさないごみ(ビン類の破碎ごみ)		
⑤	粗大ごみ(複合ごみ・粗大ごみ)家電リサイクル法に係る対象物は含まない。		
⑥	有害ごみ(蛍光管・乾電池)		分別
⑦	食用廃油		分別

(1) 収集・運搬対象物

収集・運搬の対象となるごみは、以下のとおりとなっています。

① 家庭系ごみ

- ・ 可燃ごみ
- ・ 不燃ごみ
- ・ 粗大ごみ
- ・ 資源ごみ

② 公共系ごみ

- ・ 可燃ごみ
- ・ 不燃ごみ

(2) 直接搬入(許可業者)

① 事業系可燃ごみ

6) ごみの適正な処理及び、これを実施する者に関する基本的事項

ごみの性状を勘案した区分ごとの処理方法及び当該処理方法ごとの処理主体について定めるものとします。ごみ処理の実績ごみ量及び予測ごみ量は、本章3、4に示すとおりです。

(1) 収集・運搬計画

ごみの収集・運搬にかかる費用は、清掃事業の全体の経費に対する割合が大きく、また収集作業は直接市民と接するものであり、ごみ収集システムをより効率的かつ合理的に行うことは、清掃事業に課せられた大きな課題です。

① 収集・運搬の目的

収集・運搬計画を策定する目的としては、次の項目が挙げられます。

- ・ 環境面からの要請（ごみの散乱、騒音、臭気、排ガス、交通障害など）
- ・ サービス水準の向上（収集頻度、収集地点、分別方式、戸別収集）
- ・ 労働条件の改善（安全性の確保）
- ・ 収集効率の改善（費用の低減化）
- ・ ごみの資源化・再利用事業からの要請

いずれの課題も改善すべきものであるものの、たとえばいたずらに効率性を追求することは、サービス水準の低下、労働条件の悪化などを招くことになるばかりでなく、ごみの資源化・再利用事業にも支障が生ずることになります。収集効率の改善と、その地域性に応じた適切なシステムと収集形態の設定を検討の中心とします。

② 基本方針

収集・運搬計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ① 効率的な収集運搬体制の推進
- ② 環境負荷の少ない収集車両導入の推進
- ③ ごみ出しルールの徹底

③ 計画収集区域

計画収集区域は現在と同様に市内全域とします。

吉野町、土成町、市場町、阿波町の4町を収集範囲とします。

④ 収集・運搬体制

表1.4.15に収集運搬体制を示します。

表1.4.15 収集運搬体制

処理区分	収集形態	収集頻度	収集主体
可燃ごみ	ステーション方式	2回/週	直営、委託
不燃ごみ	ステーション方式	1回/2週	直営、委託
資源ごみ	ステーション方式 持ち込み	1回/週	直営、委託
粗大ごみ	ステーション方式 (吉野町のみ)、 持ち込み	1回/月 2回/月(吉野町のみ)	直営、委託
有害ごみ	持ち込み	1回/月	直営

⑤ ごみステーション

市街地などのステーションの位置は、その場所にごみを排出する市民の総意に基づき、ごみ収集作業の安全性及び収集車の安全運行が確保できる場所として、おおむね20～30世帯に1か所の割合で設けるのが一般的です。

⑥ 収集・運搬車両

収集車両の温室効果ガス(CO₂)削減及び低騒音化を図るためクリーンエネルギー車(電動、エタノール等)の採用について検討を行います。

(2) 中間処理計画

① 基本方針

中間処理計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ① 資源物のリサイクル推進
- ② 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施
- ③ 環境センターの適正な維持管理
- ④ エネルギーの有効利用の推進

② 可燃ごみ

- ・ 処理対象物

現在稼働中の中央広域環境施設組合のガス化改質炉で処理される対象物は以下に示すとおりです。

- 可燃ごみ（厨芥類、ビニール類、紙・木・竹、その他の可燃ごみ）
- 粗大ごみ（可燃性粗大ごみ）

稼働開始予定のごみ燃料化施設（処理方式：好気性発酵乾燥方式）で排出された固形燃料は、運営事業者が固形燃料利用業者まで運搬・引渡しする予定となっています。

③ 資源ごみ

- リサイクルセンター

現在、阿波リサイクルセンター及び市場リサイクルセンターにおいて、資源ごみを分別しています。表1.4.16に処理方法を示します。

表1.4.16 種別ごとの処理方式

区 分	処 理 方 式	
資源 ごみ	カン類	鉄及びアルミ類に選別→圧縮処理→ストック
	びん類	色別カレットに選別→ストック
	ペットボトル	圧縮処理→ストック

表1.4.17に適正な循環利用・適正処分の方法を示します。

表1.4.17 適正な循環利用・適正処分の方法

分別収集区分		適正な循環的利用・適正処分の利用		
資源回収する容器包装	アルミ缶	素材別に収集し、市場リサイクルセンターと阿波リサイクルセンターで種類別の選別を行い金属類及びペットボトルは圧縮し、紙パック類は梱包する。	回収業者等への売却による再生利用	
	スチール缶			
	ペットボトル	ガラスビンについては、リターナブルびんとそれ以外を分別・選別する。	リターナブルびんについて、引渡しによる再利用 除去した異物埋立	
	ガラスビン	付着した汚れの洗浄が困難なものについては、容器包装に係る分別収集の対象から適切な除去を図る。		
資源回収する古紙類・布類等の資源ごみ		排出源で分別し、業者引取とする。		
可燃ごみ	ガス化改質方式	ガス化改質方式 (中央広域環境センター)	熔融スラグ	回収した熱エネルギーを発電に利用
			工業塩	
			金属水酸化物	
			硫黄	

(3) 最終処分計画

① 基本方針

最終処分計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ① 最終処分量を可能な限り抑制する。
- ② 熔融スラグのリサイクルの推進

② 最終処分方法

残渣の処分は、業者に委託するものとし、本市内では最終処分場は保有しないものとしてします。

7) ごみ処理施設の整備に関する事項

本市においては、特に、中央広域環境施設組合中央広域環境センターに係る維持管理費用等が増大することが見込まれ、今後、分担金の負担額も大きくなることが懸念されます。

中央広域環境施設組合は循環型社会の形成に寄与するため、エネルギー起源の二酸化炭素の排出を抑制できるごみ燃料化施設（好気性発酵乾燥方式）を次期ごみ処理方式に選定しました。本市を含む中央環境施設組合圏域から排出される一般廃棄物から固形燃料を成形し、化石燃料の代替燃料として利用することで地球温暖化防止に貢献し、また安全かつ安定した施設の稼働を実現し、経済性と効率性に優れた新ごみ処理施設の整備を行う予定です。

(1) ごみ焼却処理施設

① 既存施設概要

名称	中央広域環境センター	
組合	中央広域環境施設組合	
所在地	徳島県阿波市吉野町西条字藤原70番地1	
敷地面積	36,490.38㎡	
竣工	平成17年7月	
処理能力	120t/24h（60t/24h×2炉）	
処理方式	サーモセレクト式ガス化改質方式	
公害防止	ばいじん濃度	0.01g/m ³ N以下
	塩化水素濃度	20ppm以下
	硫黄酸化物	20ppm以下
	窒素酸化物	50ppm以下
	ダイオキシン類	0.01ng-TEQ/m ³ N以下
主要設備	ガスエンジン発電装置（900kw×2基）	

② ごみ燃料化施設概要

建設予定地	徳島県阿波市阿波町東長峰255番 外	
組合	中央広域環境施設組合	
敷地面積	事業区域	25,183m ²
	うち 建設予定面積	18,265m ²
	うち 緑地（自然林等）	6,918m ²
処理方式	好気性発酵乾燥方式	
年間処理量	15,394t/年	
処理対象廃棄物	家庭系一般廃棄物及び事業系一般廃棄物（可燃ごみ）	

(2) 資源化施設

本市の資源化施設については、今後も現状の処理体制を維持し、適切な維持・管理を実施します。

資源化は、本市内で実施しています。

- ・ 吉野リサイクルセンター（一時保管施設）
- ・ 土成リサイクルセンター（一時保管施設）
- ・ 市場リサイクルセンター（ビン）
- ・ 阿波リサイクルセンター（カン・ペットボトル）

8) 災害廃棄物対策に関する事項

(1) 基本的事項

本対策は、東日本大震災をはじめ、近年全国各地で発生した大雨、台風等の被害への対応から得た知見や知識を踏まえたうえで、平成26年3月、「災害廃棄物対策指針」(環境省)を策定しています。

徳島県では、南海トラフ巨大地震に備えて、平成25年7月及び11月に、被害軽減に向けた予防対策や、早期の復旧・復興に向けた具体的な対策を検討するための基礎資料となる「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」を公表しました。平成25年10月には南海トラフ巨大地震を想定し、「徳島県地域防災計画」を修正するなどの対応を進めており、災害対策基本法の改正に伴う見直しとして、「徳島県地域防災計画」を令和3年12月にも修正しています。

本市においても、これらを受けて令和4年3月に「阿波市地域防災計画」を改定しています。

今後は、国や徳島県等から示される計画・データや、訓練等の検証に基づき、より実効性の高いものにバージョンアップしていくこととし必要に応じて見直しを図ることとします。

(2) 計画の位置づけ

「阿波市災害廃棄物処理計画」は、災害対策基本法に基づく「環境省防災業務計画」、「徳島県地域防災計画」及び「阿波市地域防災計画」に基づき、策定されました。

環境省においては、「都道府県災害廃棄物処理計画」及び「市町村災害廃棄物処理計画」の作成に当たって基本的事項を定めた、「災害廃棄物対策指針」をとりまとめています。一方で、全国レベル、地域ブロック単位での行動計画については、国において「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」が策定されています。

図1.4.9に国の災害廃棄物対策計画・指針等の関係図を示します。

本市の具体的な計画は、「阿波市災害廃棄物処理計画(平成29年3月)」を参照ください。

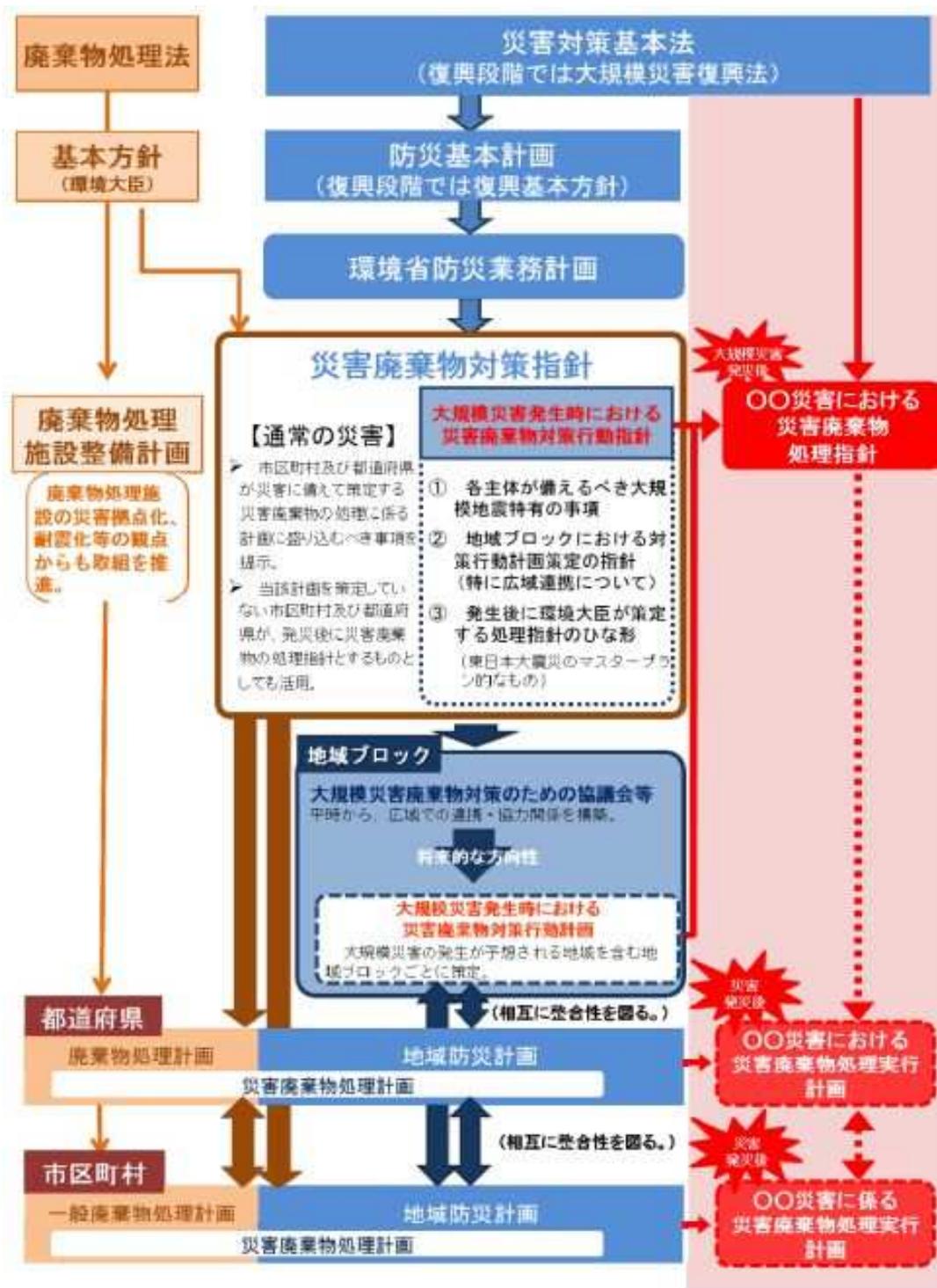


図1.4.9 災害時の廃棄物対策計画・指針(環境省)

9) その他のごみ処理に関し必要な事項

(1) 適正処理困難物の対処方針

① 適正処理困難物

近年、新素材や新製品の開発・普及が目覚ましいですが、その中に既存廃棄物処理施設では、適正な処理が困難な廃棄物となりうるものが多く含まれています。具体的には、有害物質が発生するもの、重量・容積が大きく、また硬くて処理が困難なもの、爆発・引火性のものが該当します。適正処理困難物の指定に関しては、「厚生省通知(衛環第197号平成6年6月20日)」により、以下の4品目が指定されました。

- ・ 廃ゴムタイヤ
- ・ 廃テレビ受像器(25型以上)・・・家電リサイクル法指定品目
- ・ 廃電気冷蔵庫・・・家電リサイクル法指定品目
- ・ 廃スプリングマットレス

② 対処方針

適正処理困難物に対する対処方針として、以下の方策の実施について検討します。

- ・ 市民が新規に製品を購入した場合、販売店にて廃棄物を引き取ることとし、市以外の処理システム(収集運搬業者、中間処理業者に事業者が委託する場合を含む)において処理を行うように販売店等に対して要請・指導します。
- ・ 粗大ごみとして排出された場合や、その他一般のごみに混入して排出された場合は、一旦、市にて引き取り、ある程度集まった段階で市以外の処理システムにおいて処理を行っているものに処理を委託します。

(2) 特別管理一般廃棄物の対処方針

① 特別管理一般廃棄物

「廃棄物処理法」で、毒性のみならず感染性などの人の健康や生活環境に係わる被害を生じさせるおそれのあるものを、特別管理一般廃棄物として指定しています。

表1.4.18に特別管理廃棄物の概要を示します。

表1.4.18 特別管理廃棄物

区 分		細 目
一 般 廃 棄 物	PCB使用部品	廃IT기기、廃テレビ、廃パソコンに含まれるPCB使用部品
	ばいじん	集じん設備によって捕集されたばいじん
	感染性一般廃棄物	①手術等に伴って発生する病理廃棄物②実験・検査等に使用した培地、実験動物の死体等③血液等が付着した紙くず・繊維くず④汚染物が付着した紙くず・繊維くず
産 業 廃 棄 物	燃えやすい廃油	揮発油類、灯油及び軽油類
	廃酸	pH2以下
	廃アルカリ	pH12.5以上
	感染性産業廃棄物	①血液・血清・血漿・体液・血液製剤②注射針・メス・試験管・シャーレ・ガラスくず等③血液等が付着した実験・手術用手袋④汚染物が付着した廃プラスチック類等
	特定有害産業廃棄物	廃PCB、PCB汚染物質、廃石棉等

② ばいじんの対処方針

ばいじんは、中央広域環境センターでは、溶融飛灰のみであることから方針は、固化処理を基本として適正に処理を行います。

③ 感染性一般廃棄物の対処方針

感染性一般廃棄物に対する対処方針として、以下の方策の実施について検討します。

- ◆ 医療機関等の感染性廃棄物の排出事業者、医師会等の関係団体及び市が協議し、適切な収集・処理・処分の方法を検討します。
- ◆ 業者に処理・処分を委託する医療機関に対して、マニフェストシステムによる方法を指導します。
- ◆ 感染性廃棄物であることを識別できるように運搬容器には図1.4.10に示す全国共通の「バイオハザードマーク」を貼付するように医療機関に対して指導を行います。



図1.4.10 バイオハザードマーク

(3) 不法投棄・散乱ごみの対処方針

① 不法投棄の対処方針

不法投棄に対する対処方針として、以下の方策の実施について検討します。

◆地域における意識の向上

市民との協力をもとに、地域一帯となった不法投棄の事前防止に取り組む。

A 不法投棄パトロール

B 市民連絡体制の強化

◆廃棄物処理体制の強化

監視責任の分担化を図り、土地の所有者や管理者等に対して、自主的な監視を行うよう啓発に努める。

◆制度を支える人材の育成

優良処理業者の育成や行政における体制の整備に取り組む。

② 散乱ごみの対処方針

散乱ごみに対する対処方針として、以下の方策について検討し実施します。

◆モラルやマナーの低下という市民意識に着目し、普及啓発活動を推進する。

A キャンペーン活動（ポスター、イベント等）による啓発を促進する。

B 清掃運動・緑化運動の実施を促進する。

C 観光客向けにポスター等による啓発を促進する。

◆散乱対象物（特に顕著である空きカン）に着目し、事業者の回収義務を徹底する。

◆ポイ捨て行為自体に着目し、条例に禁止規定や罰則規定を置き、ポイ捨て行為の抑止効果を期待する。

◆「美化推進モデル地域」を設定し、美化活動の推進、市民意識の高揚を図るための啓発等を促進する。

(4) 啓発計画

① 基本方針

啓発計画の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針

- ① まち美化対策の強化
- ② ごみ減量・リサイクルの意識啓発

② 広報・啓発活動

本計画で立案した各方策の実行主体は、立場の違いはありますが「ひと」です。各方策の実施においては、本市の「ひと」がその目的や意義を理解してこそ十分な成果が期待できます。また、本市の実状からごみの処理・処分を主目的とした施設整備とあわせて、ごみの発生源管理を徹底させることも重要であると考えられます。

そのためには、市民の廃棄物・環境に関する意識を高め、まちぐるみで取り組めるように広報・啓発活動を行うこととします。表1.4.19に一般的な啓発活動を示します。

表1.4.19 一般的な啓発活動

手 法		内 容	特 徴
印刷物	①ちらし ②パンフレット ③ポスター ④副読本 ⑤その他	①ちらし、ポスターは市民全般を対象としている例が多い。 ②特定者(観光客等)を対象としたポスターもある。 ③副読本は小学生(中学年)を対象としている。教師用の例もある。 ④その他としては、ステッカー、シール、カレンダー、回収袋、パネル等がある。	①ちらしは安価で大量に作成できる。 ②副読本、パンフレットはコストが高くつく。 ③パンフレットは施設見学者、町内会等具体的な事例を対象としている。
	①カセットテープ ②ビデオ ③映画 ④ラジオ番組 ⑤テレビ番組 ⑥行政無線 ⑦その他	①カセットは、収集車・広報車から市民を対象として流す。 ②ビデオ、映画は資源回収の説明会等で上映されている。 ③ラジオ、テレビは他部局の予算のものもある。 ④その他としては、スライド、有線放送、演劇等がある。	①制作コストが高く、印刷物ほど普及していない。 ②今後は視聴覚物の役割が大きくなると考えられている。
看板等	①看板 ②懸垂幕 ③車両媒体 ④その他	①各ステーションの表示用として用いられている。 ②他に、施設案内板等の特定対象の場合もある。 ③収集車両に絵・標語等を書きPRしている。 ④その他としては、ワッペン、ティッシュ、風船等がある。	①各自治体でさまざまな形態が工夫されている。
イベント等	①見学会 ②説明会 ③研修会・講演会 ④その他	①小学生を対象とした見学会が定例化している例もある。 ②市民を対象に常時施設見学を受け入れている自治体もある。 ③説明会のテーマの例は以下のとおり。 1)分別収集について 2)ごみ行政全般について 3)リサイクルについて 4)正しいごみの出し方について 5)乾電池等有害廃棄物について ④市民教育として、研修会・講演会を実施している。 ⑤その他としては、写生会、パネル展等がある。	①見学会は、施設建設時に地元市民を対象として行う例が多い。 ②市民の参加しやすい方法とする必要がある。 ③研修会は職員を対象とする場合もある。
実践型	①不用品交換会 ②再生リサイクル事業 ③集団回収事業 ④美化運動 ⑤その他	①不用品交換会は民間に委ねている自治体が多い。 ②リサイクル事業の例は以下の通りである。 1)有価物回収 2)地域ぐるみ回収 3)再生展示会 4)空きカンプレス機貸し出し 5)その他 ③集団回収の報奨金、奨励金を出している例もある。 ④一斉美化、散乱ごみ回収、河川清掃が美化運動として行われている。	①リサイクル事業と集団回収の区別が難しい。 ②自治体が美化運動に対し、補助金及び助成金を出している比率は約75%で、集団回収よりも多くなっている。

(5) 環境教育計画

環境教育については、循環型社会の形成や環境保全をはじめとした環境政策実現の有効な手法として、あらゆる年齢階層の市民のライフステージに応じた環境教育・環境学習を展開します。環境教育を実施する際の視点を以下のように位置づけます。

基本方針

- ① 環境教育の充実を図る。
- ② 環境教育を身近なものとして行い、地域に親しみを持たせる。

① 環境学習拠点の整備

今後、市民や事業者一人一人が率先して環境学習活動に取組、それぞれの活動が人的・地域的に広がるよう、市民等の学習主体が気軽に環境問題に触れ、学び、実践、交流できるための拠点施設の整備について検討します。

◆学習拠点の整備

環境問題全般に関する学習拠点として、中央広域環境施設組合内に整備を検討する。

◆環境学習施設ネットワークの構築

学習拠点を核に、近郊のごみ処理施設や組合が整備するごみ燃料化施設やリサイクル施設と連携した体系的・総合的な環境学習施設ネットワークの構築を検討する。

② 学校教育における環境学習の充実

環境学習・環境教育の推進に当たっては、子供たちが環境問題に関する興味や関心を高め、積極的に取り組むことが重要です。

そこで子供たちの発育段階に応じた環境教育施策などを行うことで、環境意識の高い児童・生徒の育成に努めます。

◆教育用副読本のシリーズ化の検討

小学校低学年・中学年・高学年、中学校それぞれの発達段階に応じた環境教育に関する副読本を作成し、学校等の教育の中で活用することで一貫した環境教育に取り組む。

◆「体験型」の環境教育の導入の検討

古紙回収、公園や河川の清掃、「アダプトプログラム」など環境に主体的にかかわる体験的な活動を支援する。

◆出前授業の導入

環境問題に関する興味や関心を深めるため、令和3年度からごみ処理に関する、

出前授業の取組を開始。

③ 社会教育、企業内教育の充実

市民や事業者など、すべての人々の環境教育・環境学習について持続可能なものとするためには、学校教育における環境教育のみならず、社会教育や企業内教育など、あらゆるライフステージに応じた教育・学習の場が必要となります。

このため多くの人々が環境問題に関心を持つための情報提供や学習機会の増大に努めます。

◆学習機会の増大

社会人に対する環境教育を充実するため、事業所と協働した企業内研修を実施するとともに、社会教育機関である公民館等を利用し、公民館等での講座に環境の視点を組み入れることや必要となる教材の整備などについて検討する。

(6) 啓発計画

本計画実践の中心となる大人たちが、環境問題を身近なものとして体験できるシステムについて検討することとします。

① 活動内容

市民全体が図1.4.11に示す「Plan」、「Do」、「Check」、「Action」というプロセスを経て、繰り返し見直すことにより市民生活に根ざした活動についての検討を行うものとします。

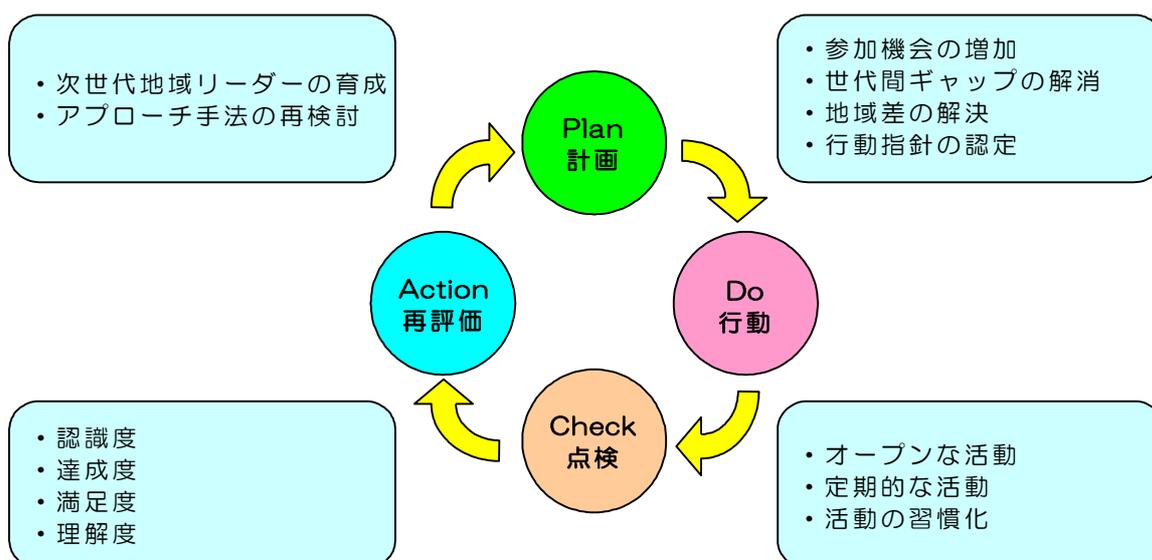


図1.4.11 啓発活動のプロセス

② 活動方法

基本的には市民の有志が集まって企画・運営することが望ましいと思われます。これらの活動は市民自らが行うことに意味があるため、行政は支援することとします。但し、ボランティアが主体となることから、参画して得る達成感、満足感を得ることが必要です。

◆体験学習

- ・ 体験型リサイクルファクトリー
 - A 廃油を使った石鹼製造工房
 - B 廃牛乳パックを使った製紙工房
 - C 古布、端切れを使った縫製工房（パッチワーク・洋品類）
 - D ちゅう芥類を使った肥料工房

◆体験ツアー

- A 河川の源流から河口までを下っていき、その間にある環境影響要素（工場・民家等）が清流をどのように変えていくか実際に見て確認する。
- B ごみの収集から最終処分までの全工程を見学する。
- C 資源ごみがリサイクルされる過程について再生工場を見学する。

◆交流学習

- ・ 都市間交流
 - さまざまな地域の児童たちとの交流により、情報交換や「わがまち」の良さについての再認識を図る。
- ・ 講演会
 - 環境問題に実際に取り組んでいる方による講演を開催し、自分の行動について考える場を提供する。

③ 環境家計簿

くらしの中で環境に対する工夫を点検する方法として環境家計簿があります。環境家計簿は、提案されてから25年以上たっており、自治体や消費者団体に広く用いられています。本市においても各家庭などに推奨していくものとしします。表1.4.20に一般的な環境家計簿の評価方式を示します。

表1.4.20 環境家計簿の評価方式

区分	対象項目	評価視点	尺度とウエイト	集計
I	水まわりやごみなどの身近な生活行動	環境配慮の有無でのチェック型	常に、時々、そして行動しないスコア区分	分野別、世代別のスコア合計とその時間変化
II	生活分野カテゴリーごとに項目を選択したツリー状	配慮の程度を選択肢に表現	統計的距離尺度を回答に基づき構成	統計処理により集団の差異の検定や施策効果の評価
III	内包エネルギーや特定の環境負荷に注目した対象限定	直接負荷とともに商品のライフサイクルへの視野	物的単位による負荷計量と環境基準値の逆数の乗数	商品として集計された負荷の比較と、くらし型別の比較

（資料：省資源・リサイクル社会の構築）

環境家計簿は家計収支に環境とのやりとりの項を設けるという発想であったが、本市においては、「自分の生活が環境に対してどれだけ配慮しているか」という視点から、上表にあるⅠタイプの環境家計簿の導入を検討していくことが妥当と考えられます。

(7) まち美化対策

本市においては、まち美化に関する啓発事業を推進していますが、依然として空き缶やタバコ等のポイ捨てが後を絶たず、また、飼い犬等のフンの放置が景観を損なうといった問題が発生しています。そこで今後、効果的なまち美化対策に取り組むため、これまでの施策の強化を図るとともに、新たな取組を検討します。

① 公共ごみ容器の適正配置

現状で設置しているごみ容器の位置や大きさ及び回収頻度について調査し、適正化を図ります。

② 各種キャンペーンの充実

「クリーンキャンペーン」事業などの充実を図り、市民総参加の体制を目指します。

③ 市民等のまち美化活動の拡大等

美化活動団体や事業所などとの連携を強化し、その活動を支援するものとします。

④ 不法投棄対策について

空地等の私有地や道路、公園等に不法投棄をしないよう、市民に対するより効果的な啓発等の実施が必要です。また道路、公園等に不法投棄されたごみについては、占有者又は管理者が責任をもって適切な対策を講じなければなりません。

臨時ごみとして排出すべきものやカン、ビン、ペットボトルを、可燃ごみや不燃ごみの収集区分に不適正に排出する場合や適正処理困難性が高く排出を禁止しているものを排出する場合に対しては、指導体制を強化し、十分な周知・啓発を行う必要があります。

第2章 生活排水処理基本計画

1. 基本方針

本市は、平成30年3月に計画期間を2026年度までとする「生活排水処理基本計画」を策定し、「協働・創造・自立のまちづくり」という基本理念を掲げ、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制を充実させてきました。

実施については、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽の普及及び整備を計画的に進めてきた結果、令和3年度の汚水処理人口普及率は、平成29年度の54.6%から5.5ポイント上昇し、60.1%となっています。しかし、「とくしま生活排水処理推進戦略」（令和2年3月）における本市の令和4年度の目標値（69.1%）に対しては約9ポイント不足している状況です。

生活排水の適正処理を確保するために、「徳島県汚水処理構想策定マニュアル」（令和3年3月）に基づき、本市では令和4年3月に「汚水処理基本構想」を策定しています。

本計画では令和4年度（2022年度）（基準年度：令和3年度）から令和13年度（2031年度）の10年間を期間とする「生活排水処理基本計画」（以下、「本計画」という。）を定めます。

1) 生活排水処理に係る理念及び方針

本計画の基本理念は以下のとおりです。

基本理念

協働・創造・自立のまちづくり

生活排水対策は、河川等の公共用水域の水質汚濁の防止や美しく快適な居住環境の確保、さらには循環型社会形成への貢献など、重要な役割を担っています。

本市では、吉野町の一部地域で農業集落排水施設が整備されているほか、浄化槽設置整備事業により、浄化槽（以下、「合併処理浄化槽」という。）の設置・転換を促進し、生活排水の処理を進めています。また、し尿及び浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬され、阿北環境整備組合において広域的に処理しています。

生活排水対策は豊かな自然環境の保全や美しく快適な環境づくりに欠かせない事業であることから、令和3年度に見直した汚水処理構想や同年度に策定した農業集落排水施設最適整備構想に基づき、計画的、効率的に事業を推進していく必要があります。

以下に、取組方針を示します。

(1) し尿及び浄化槽汚泥処理体制の維持・充実

広域的連携のもと、阿北環境整備組合によるし尿及び浄化槽汚泥の処理体制の維持・充実に努めます。

(2) 生活排水対策の計画的推進

汚水処理構想に基づき、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業など、各地域の条件に応じた事業を計画的、効率的に推進します。

(3) 汚水処理施設の適正管理

農業集落排水施設最適整備構想に基づき、老朽化が進む農業集落排水施設の適正な管理・運営、長寿命化を図るとともに、関係期間との連携のもと、合併処理浄化槽の適正な維持管理についての広報・啓発活動を推進します。

2) 計画期間の策定

本計画の期間は、令和4年度（2022年）から令和13年度（2031年）までの10年間とします。なお、本計画は、おおむね5年ごとに見直すものとし、その他生活排水に関する諸条件に大きな変動があった場合にも5年後に限らず見直しを行うものとし、また、本計画を効果的に運用していくために、中間目標年次を設定し、その中間目標年次を令和8年度（2026年）と設定します。

3) 処理主体の設定

本市が管理主体となる生活排水処理は、し尿・浄化槽汚泥の処理（中間処理）を除いた部分です。その整備形態は合併処理浄化槽、みなし浄化槽（以下、「単独処理浄化槽」という。）、農業集落排水施設であり、生活排水の適正処理を行うためには、それぞれの形態においての適正な処理が不可欠となることから、これを実施する主体を明らかにしておく必要があります。

生活排水処理形態別の実施主体は表2.1.1のとおりとします。合併処理浄化槽については、その維持管理が非常に重要になることから、定期的な保守点検、清掃及び定期検査を行うよう啓発しています。なお、単独処理浄化槽は平成13年の浄化槽法改正により、原則として新規に設置することが禁止されたことを受け、本市は合併処理浄化槽への転換を推進しています。

表2.1.1 生活排水処理形態別の実施主体

処理形態別	対象となる生活排水の種類	実施主体
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	個人等
農業集落排水事業	し尿及び生活雑排水	阿波市
単独処理浄化槽	し尿	個人等

本市が実施主体となっている、農業集落排水事業は計画目標年次を現状～10年、事業認可から建設まで通常1～5年と比較的短期間で建設するものであり、事務手続きも最初の事業採択のときに行われます。

農業集落排水事業は、本市の農業振興地域で、かつ集落形態が密である地区において進めています。現在は表2.1.2に示すとおりです。

表2.1.2 農業集落排水状況

（令和3年度末）

区域	面積	供用開始年 度	計画日最大汚水量
一条西地区	51.2ha	H9	300リットル/人・日
柿原東地区	83.9ha	H12	300リットル/人・日

2. 生活排水処理の現況

1) 生活排水処理の概要

本市の平成29年度～令和3年度の生活排水処理形態別人口を表2.2.1に示します。

本市における令和3年度の汚水処理人口普及率は60.1%であり、生活雑排水は、約40%未処理のまま公共用水域へ流入しており、市中河川等の水質汚濁の原因となる可能性があります。

本市の生活排水処理事業は、し尿及び浄化槽汚泥を昭和42年より阿北環境整備組合で共同処理を行っています。また、生活排水処理方策として農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置推進など講じています。

表2.2.1 阿波市 生活排水処理形態別人口

年度	H29	H30	R1	R2	R3
行政区域内人口 (人)	38,032	37,527	36,904	36,412	35,656
水洗化・生活雑排水処理人口 (人)	20,760	21,153	21,477	21,462	21,441
農集排水人口 (人)	2,291	2,256	2,215	2,208	2,286
合併浄化槽人口 (人)	18,469	18,897	19,262	19,254	19,155
水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽) (人)	16,959	16,089	15,169	14,722	14,018
非水洗化人口 (人)	313	285	258	228	197
汲み取りし尿人口 (人)	313	285	258	228	197
汚水処理人口普及率 (%)	54.6	56.4	58.2	58.9	60.1

2) 排水処理フロー

現在、市内から発生するし尿・浄化槽汚泥は、阿北環境整備組合のし尿処理施設で処理しています。処理水は、公共用水域に放流されています。

本市の令和3年度の生活排水処理フローを図2.2.1に示します。

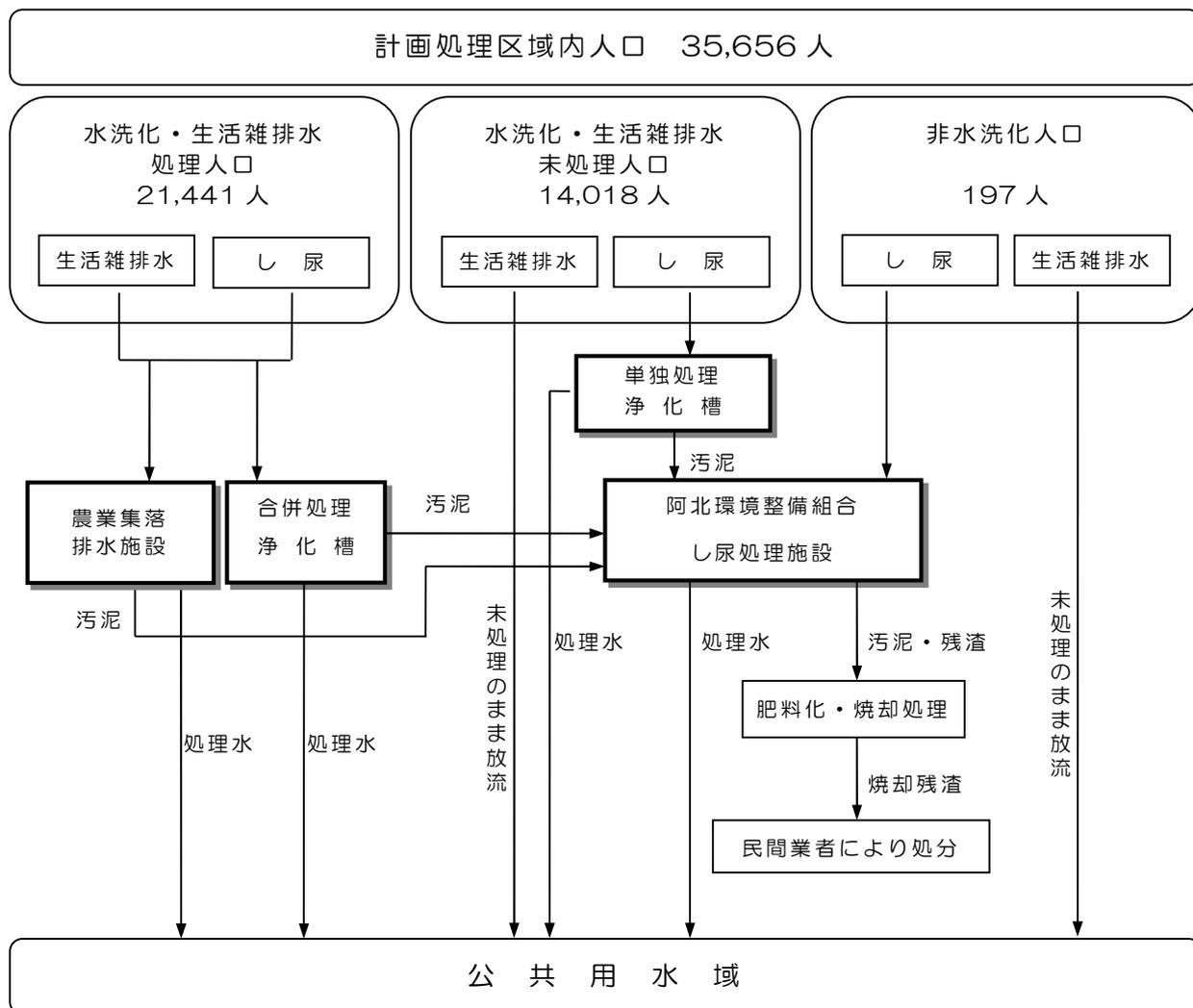


図2.2.1 阿波市の生活排水処理フロー（令和3年度）

生活排水処理の阿波市全体イメージを図2.2.2に示します。

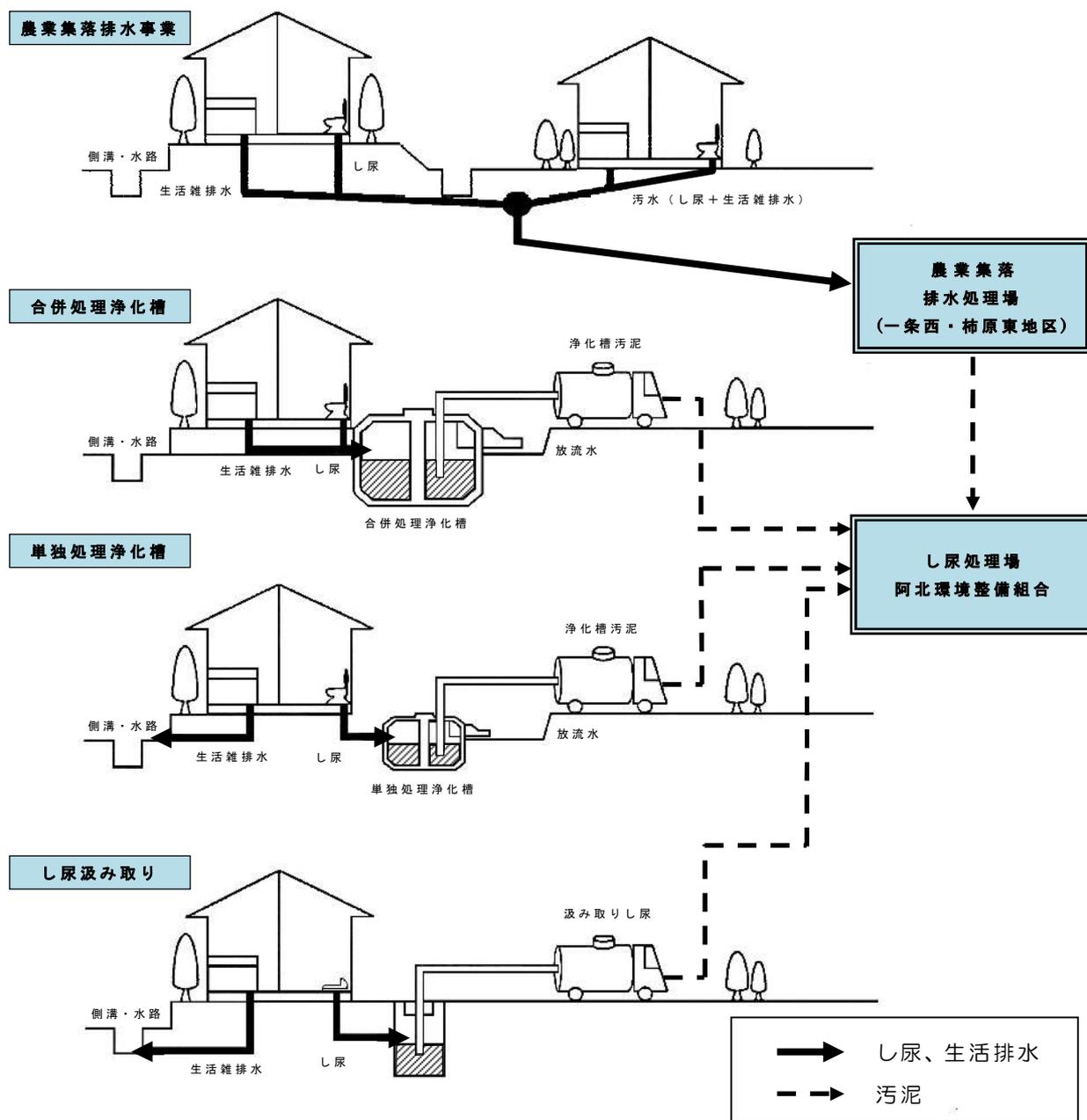


図2.2.2 阿波市生活排水処理全体イメージ図（令和3年度）

3) 生活排水処理体制

(1) 収集・運搬

本市におけるし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、図2.2.3のように本市の許可業者が行っています。

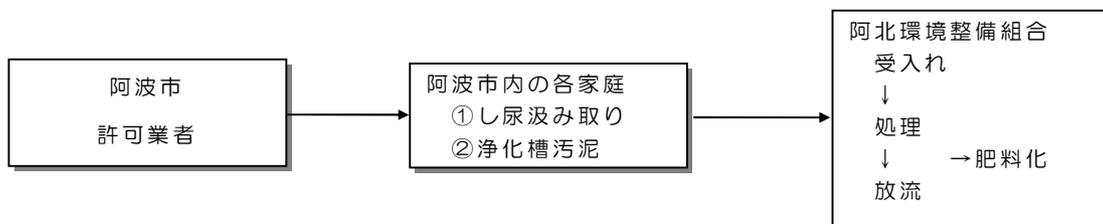


図2.2.3 収集・運搬体制

(2) 浄化槽管理監督体制

本市の浄化槽設置及び定期検査等については図2.2.4のように適切な維持管理の徹底に努めています。

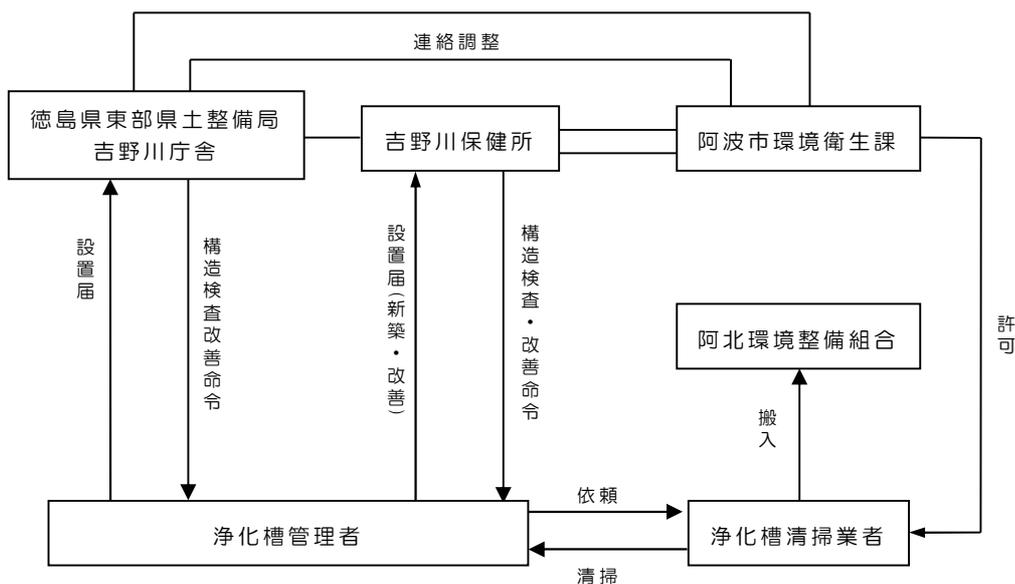


図2.2.4 浄化槽管理監督体制



図2.2.6 阿北環境整備組合外観

表2.2.3 処理水水質基準値

処理水水質基準値	
項目	排水濃度
BOD	10 mg/l 以下
SS	5 mg/l 以下
COD	20 mg/l 以下
T-N	10 mg/l 以下
T-P	1 mg/l 以下
色度	30 度以下
pH	5.8~8.6
大腸菌群数	300 個/ml 以下
透視度	100 cm 以上

② し尿・浄化槽汚泥発生量・処理量の実績

本市の平成29年度～令和3年度のし尿及び浄化槽汚泥発生量の推移は、表2.2.4及び図2.2.7に、1人1日当たり排出量の推移は図2.2.8に示すとおりです。

処理量に対する、浄化槽汚泥の割合は過去5年間で増加傾向にあり、平成29年度は97.8%、令和3年度は99.1%と浄化槽汚泥比率が1.3ポイント上昇しています。

表2.2.4 し尿・浄化槽汚泥発生量の実績

年度		H29	H30	R1	R2	R3
収集処理人口	(人)	38,032	37,527	36,904	36,412	35,656
処理量	(k)	15,584	16,461	16,619	16,501	17,688
し尿	(k)	336	236	184	168	166
浄化槽汚泥	(k)	15,248	16,225	16,435	16,333	17,522
1人1日当たりの排出量	(l/人・日)	1.12	1.20	1.23	1.24	1.36
し尿	(l/人・日)	2.94	2.27	1.95	2.02	2.31
浄化槽汚泥	(l/人・日)	1.11	1.19	1.23	1.24	1.35
浄化槽汚泥処理比率	(%)	97.8	98.6	98.9	99.0	99.1

資料：一般廃棄物処理実態調査票

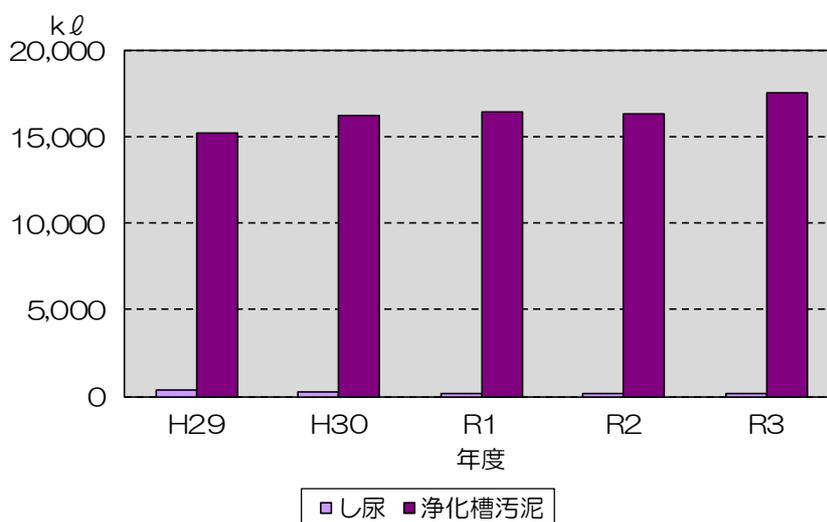


図2.2.7 し尿・浄化槽汚泥量の推移

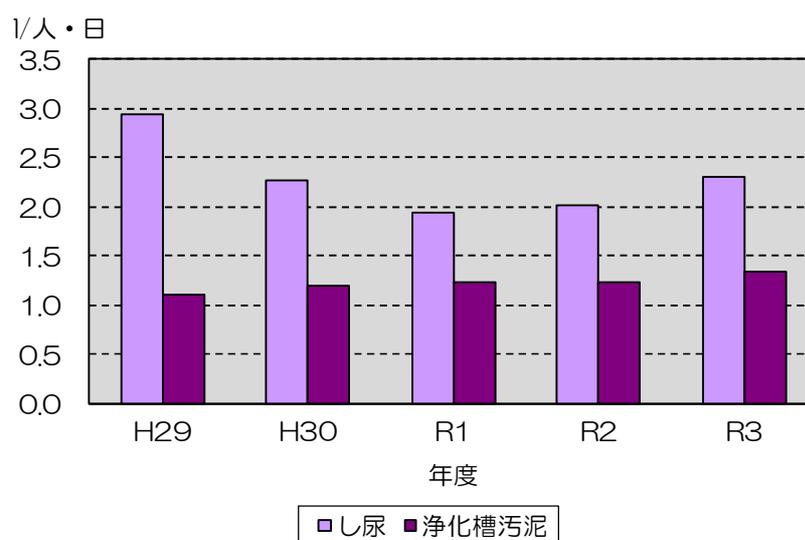


図2.2.8 1人1日当たり排出量の推移

(4) 資源化・最終処分

本市の平成29年度～令和3年度の表2.2.5及び図2.2.9に肥料化・最終処分量の推移を示します。

し尿・浄化槽汚泥は、積極的に資源化を図るものとします。資源化は現状どおり、中間処理後残渣を肥料化することとします。

また、現状における汚泥利用の需要以外にも、新規の需要についての検討を進めることとします。

表2.2.5 最終処分の実績

(単位：t/年)

年度	H29	H30	R1	R2	R3
処理残渣搬出量	394	444	491	469	483
肥料化量	390	441	488	466	483
埋立量	4	3	3	3	0

資料：一般廃棄物処理実態調査票

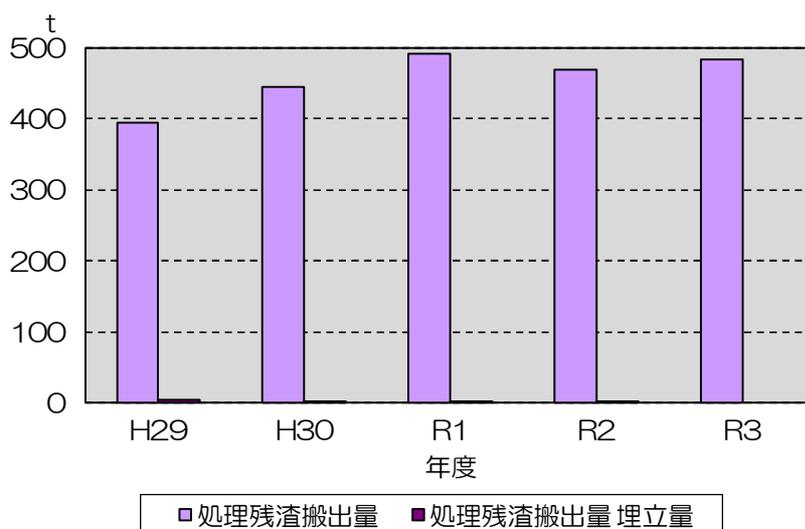


図2.2.9 肥料化量・埋立量

(5) 生活排水処理の数値目標の達成状況

阿波市一般廃棄物処理基本計画（改訂）（平成30年3月）にて設定した汚水処理人口普及率の目標値（令和4年度：65.0%、令和8年度：76.8%）に対し、令和3年度は60.1%となっています。

残りの世帯では単独処理浄化槽、し尿の汲み取りでし尿のみ処理しており、炊事、洗濯等の生活雑排水は未処理のまま排出されているため、吉野川などの河川の水質汚濁の要因となる可能性があります。

そのため、農業集落排水施設の処理区域内における水洗化率を向上させるとともに、処理区域外においては合併処理浄化槽の普及を促進し、汚水処理人口普及率の向上を図っていくことが必要です。

(6) 課題の抽出

① 農業集落排水への接続指導

農業集落排水等の集合処理への接続率が低いため、未接続世帯に対して接続するよう指導する必要があります。

② 合併処理浄化槽の整備推進

合併処理浄化槽は、農業集落排水事業で整備する区域を除く全市域を対象に整備する方針としていますが、単独処理浄化槽やし尿の汲み取りにより、し尿のみが処理されている世帯もあります。今後、し尿・生活雑排水の処理を推進するために、国の補助金などを活用し、合併処理浄化槽の設置を推進する必要があります。

③ 単独処理浄化槽の廃止

浄化槽法により、平成13年4月1日より単独処理浄化槽の新規設置が禁止され、合併処理浄化槽への転換等に努めなければならなくなりました。

今後、農業集落排水計画事業の区域外の世帯や、生活雑排水が発生している事業所に設置されている単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換する必要があります。

④ 収集・運搬

合併処理浄化槽処理人口の増加、し尿収集人口の減少に対応した、収集・運搬体制の確立を検討する必要があります。

⑤ 中間処理

合併処理浄化槽の整備推進により、阿北環境整備組合への搬入物のうち、浄化槽汚泥量が99.1%（令和3年度）を占めています。このため、浄化槽汚泥の質的変動の負荷が高くなる事を受けて、浄化槽汚泥の適正処理に対応した施設の見直しとして、施設の延命化工事を実施しました。

3. 生活排水の排水量と処理量の予測

図2.3.1に各処理人口とし尿・汚泥処理量の将来予測の手順を示します。

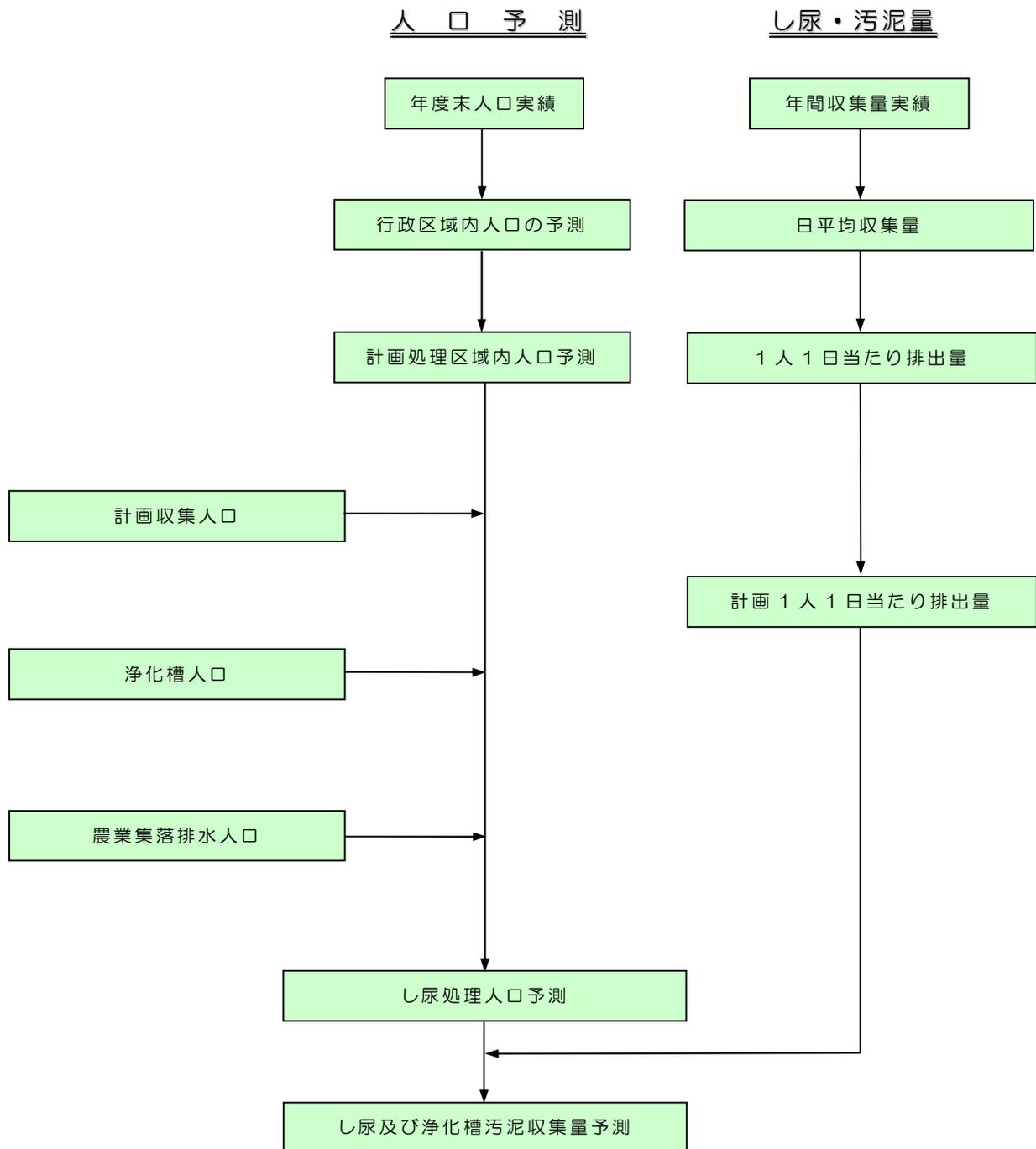


図2.3.1 生活排水処理将来予測フロー

1) 生活排水の処理形態別人口

(1) 行政区域人口の予測

計画人口の将来予測については、「ごみ処理基本計画」の値と同値とします。

(2) し尿及び浄化槽の計画収集人口の予測

生活排水処理形態別人口は過去5年間の実績を基に予測を行います。詳細な予測方法については、資料編に示します。

本市における、将来の生活排水処理形態別人口の予測結果は表2.3.1、図2.3.2のとおりです。

表2.3.1 生活排水処理形態別人口の予測結果

		実績値 (令和3年度)	中間目標年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
計画処理区域内人口	(人)	35,656	33,631	31,845
水洗化・生活雑排水処理人口	(人)	21,441	21,607	21,532
農業集落排水施設	(人)	2,286	2,154	2,040
合併処理浄化槽	(人)	19,155	19,453	19,492
水洗化・生活雑排水未処理人口	(人)	14,018	11,930	10,253
単独処理浄化槽	(人)	14,018	11,930	10,253
非水洗化人口	(人)	197	94	60
汲み取りし尿	(人)	197	94	60

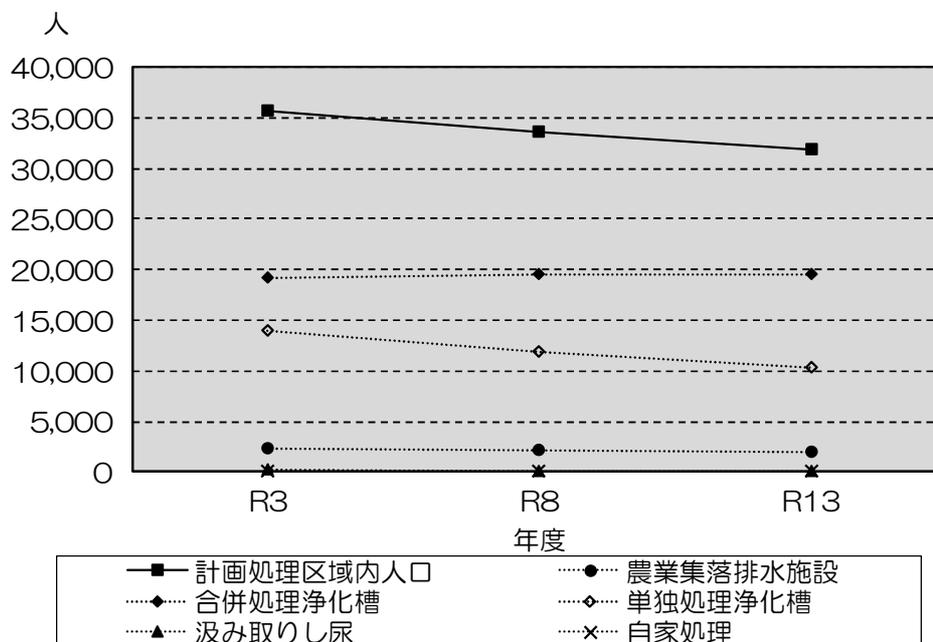


図2.3.2 生活排水処理形態別人口の予測結果

2) し尿及び浄化槽汚泥の排出量の予測

(1) 1人1日当たり排出量の実績

本市の令和元年度～令和3年度における1人1日当たり排出量の算出結果は表2.3.2のとおりです。計画目標年次におけるし尿、浄化槽汚泥の排出量は、計画収集人口と計画1人1日当たり原単位（以下、「計画排出量原単位」という。）の積から算出します。計画排出量原単位の算出方法は、資料編に示します。

表2.3.2 1人1日当たり排出量

年度	R1	R2	R3	平均
し尿 (l/人・日)	1.95	2.02	2.31	2.09
合併処理浄化槽汚泥 (l/人・日)	1.61	1.61	1.75	1.66
単独処理浄化槽汚泥 (l/人・日)	0.68	0.69	0.75	0.71

(2) し尿、浄化槽汚泥処理量の予測

計画目標年次における、本市のし尿・浄化槽汚泥等の排出量の推計結果を表2.3.3、図2.3.3に示します。また、詳細な予測方法については、資料編に示します。

表2.3.3 計画目標年次における排出量の予測結果

		実績値※ (令和3年度)	中間目標年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
発生量	(kl)	17,688	16,256	15,749
し尿	(kl)	166	72	46
浄化槽汚泥	(kl)	17,522	16,184	15,703
合併処理浄化槽汚泥	(kl)	13,709	13,092	13,046
単独処理浄化槽汚泥	(kl)	3,813	3,092	2,657

※ 合併処理浄化槽汚泥と単独処理浄化槽汚泥の実績値（令和3年度）は標準原単位を基に按分し算出した数値

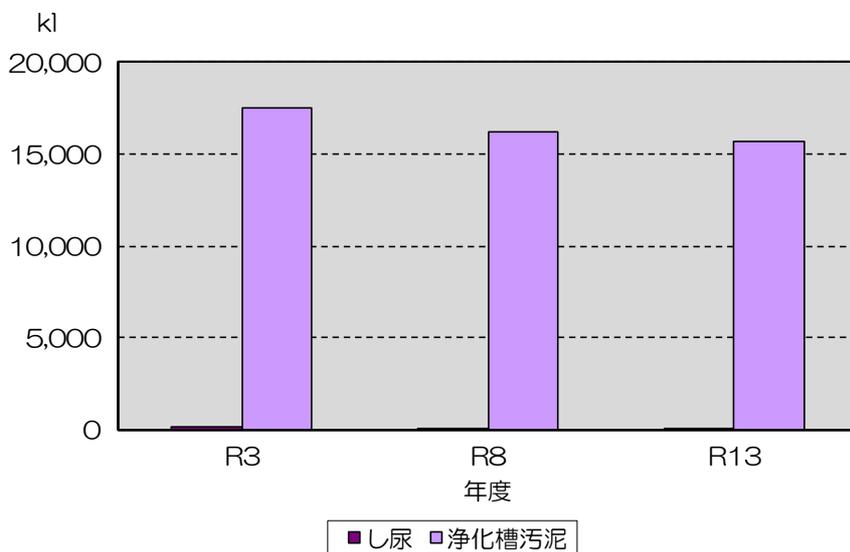


図2.3.3 計画目標年次における排出量の予測結果

3) 生活排水処理の目標

本市の目標年次における生活排水の処理の目標を表2.3.4に示します。

将来的には、本市から発生する全てのし尿、生活雑排水を農業集落排水施設及び合併処理浄化槽において処理することを目標とし、農業集落排水施設への接続指導、合併処理浄化槽の普及を図ります。

本計画の目標年次である、令和13年度の汚水処理人口普及率67.6%を達成することを目標とします。

表2.3.4 生活排水処理の目標

		実績値 (令和3年度)	中間目標年度 (令和8年度)	目標年度 (令和13年度)
汚水処理人口普及率	(%)	60.1	64.2	67.6

4) 浄化槽整備の見通し

本市では、農業集落排水施設の処理区域を除いた全市域において、生活排水の未処理地域を解消するために、合併処理浄化槽について、計画的に設置する事業を進めます。

〔長所〕

- 集水管が不用となる。
- 各戸処理となるため、処理施設に対する住民の自覚があり、排出者負担の原則に則している。
- 個人の敷地内に処理施設を設けることから問題が少ない。
- 水洗化工事、配管接続工事等が個人負担であることから公共事業に比べて理解が得やすい。
- 管理費用に関する住民間の調整は不用である。
- 小水量を分散して放流することになるため、河川の自浄作用が期待できる。

〔短所〕

- 各戸の敷地が狭いと設置が困難となる。
- 施設が点在することになり、また、保守点検等を個人が行うことから適正な管理が難しい。
- 現行の制度のもとでは、施設の設置及び維持管理に関する費用は住民の負担となるので、本システムを導入する場合は住民の合意を得ることが不可欠となる。

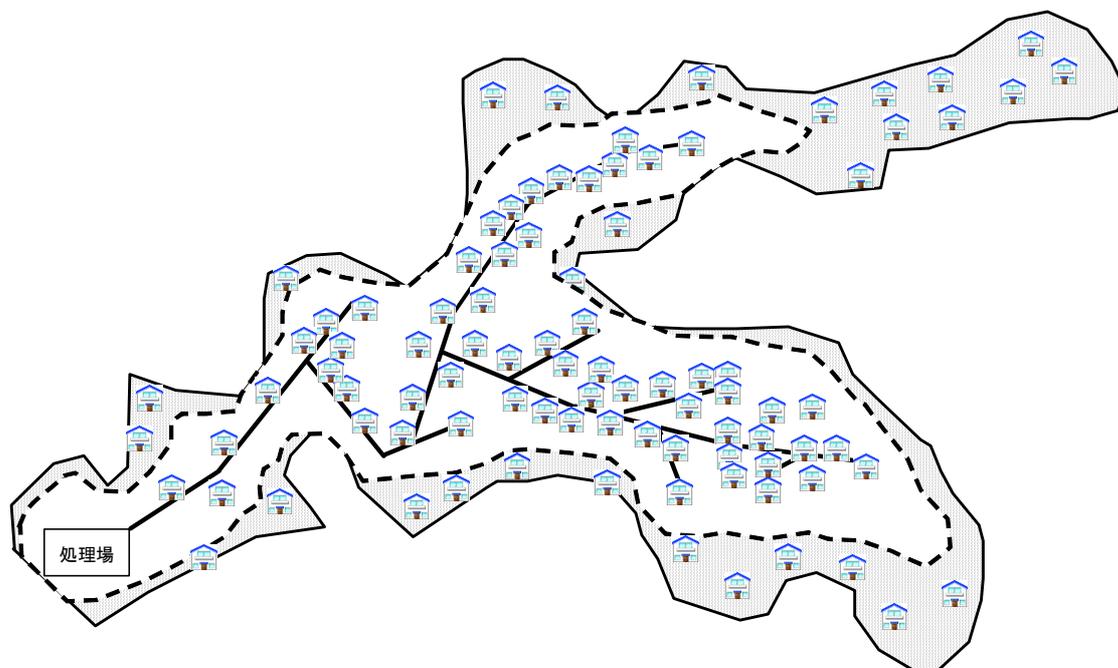


図2.3.4 農業集落排水事業区域周辺部における合併処理浄化槽の整備イメージ

4. し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬業務における許可収集体制は、現状のまま継続していくものとします。

2) 中間処理計画

現在、中間処理については阿北環境整備組合し尿処理施設にて行われております。

現在のし尿処理施設は、基幹的設備改良工事が令和2年度に完了しており、当面の間は大規模改修や延命化工事を実施しないものとします。

将来の次期中間処理施設について、本市においては令和3年度で浄化槽汚泥の搬入量が全体の99.1%を占めていることから、浄化槽汚泥の適正処理、汚泥の有効利用（資源化）を念頭においた汚泥再生処理センターへの転換について検討を行うものとします。

3) 最終処分計画

中間処理施設で処理した後に、民間業者を介して肥料化しており、今後も継続していくこととします。

4) その他の施策

(1) 処理汚泥等の有効利用策

現在、し尿及び浄化槽汚泥は、全量を阿北環境整備組合のし尿処理施設で処理後、その残渣を肥料として農地へ無料で搬送しており、今後も継続していくこととします。

(2) 啓発活動の推進

今後の生活排水処理事業推進においては、排水対策の必要性及び浄化槽の適正管理の重要性はもとより、排水負荷抑制の施策を市民に広く認識してもらうことが極めて重要です。

そのためには、行政が主導的立場に立って啓発活動等を行い、その内容や必要性について理解を求めたり、住民の自発的活動を促すことが必要であり、以下にその内容を示します。

- ◆生活排水の発生源対策についての意識や知識の普及
- ◆農業集落排水施設への接続
- ◆単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換